

第2編 地震・津波編

第1章 総則

本編は、「第1編 総則」で示された目的や基本的な考え方にに基づき、地震や津波による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

第1節 地震・津波対策の基本的視点

本計画の基本的な視点は次のとおりである。

- 1 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。

最大クラスの地震・津波に対して、利根川河口堰をはじめとした河川管理施設のハード対策に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災の巨大な津波では、千葉県においても、海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を越えた越流等が発生し、多くの死者が発生した。また、本町においては、利根川河口堰本体への大きな被災はなかったものの、水堰両岸上下流では護岸沈下による浸水被害などがみられた。

したがって、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

その上で、最大クラスの地震・津波に対しても、多重防御の視点から、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

- 2 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること。

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、本町においても死者1名、重軽傷者4名の人的被害、全半壊13棟、一部損壊1,800棟の家屋被害をはじめ、断水や停電の発生により、生活基盤に多大な被害が生じた。さらに、利根川沿いの低地に所在する笹川地区や石出地区の一部区域に液状化現象が生じ、道路・河川施設などのライフラインなどに被害があった。また、被災者の避難・避難所生活の状況等の検証を行い、様々な課題が浮かび上がったところであり、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

- 3 あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること。

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも風聞に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのものを想定することとする。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第2節 想定地震と被害想定

千葉県が過去に大きな被害を受けた地震は、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東日本大震災（2011年）でも広域に被害が発生している。

国の公表によると、大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）などの相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当又はそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は200～300年程度とされているが、千葉県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の蓋然性が高い状況にある。

そのため、県では平成19年度及び平成26・27年度に、近い将来（今後100年程度以内）千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を対象に、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施したところである。

以下、県の被害想定調査について概要を抜粋する。詳細については、「平成19年度 千葉県地震被害想定調査報告書」「平成26・27年度 千葉県地震被害想定調査報告書」によるものとする。

1 想定地震、想定条件

近い将来、千葉県に大きな影響があると考えられる以下の4つの地震について調査した。

条件については、県民の多様な生活行動を反映するため、季節、時刻及び風速を複数のケースを設定し、調査した。

【想定地震の概要】

NO.	想定地震名	マグニチュード [*]	震源の深さ	地震のタイプ	調査年度
1	千葉県北西部直下地震	7.3	約50km	プレート内部	平成26・27年度
2	東京湾北部地震	7.3	約28km	プレート境界	平成19年度
3	千葉県東方沖地震	6.8	約43km	プレート内部	
4	三浦半島断層群による地震	6.9	約14km	活断層	

2 千葉県全体の被害の概要

国は、南関東地域直下で今後30年間に70%程度の確率で発生するマグニチュード7程度の地震のタイプがフィリピン海プレート内であると公表し、首都機能に大きな影響を与える可能性がある地震、いわゆる首都直下地震による被害想定調査を行った（平成25年度公表）。

本県でも、人口が集中し建物が密集する地域における同タイプの地震として、千葉県北西部直下地震を想定している。以下に、その被害概要を中心に述べる。詳細については、「平成26・27年度 千葉県地震被害想定調査報告書」による。なお、東京湾北部地震は、千葉県北西部直下地震とは震源位置や地震のタイプが異なり、その発生の可能性が否定されるものではない。

(1) 地震動（ゆれ）

千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などに震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上となる。なお、震度7の地域はない。

(2) 建物被害と人的被害

被害の最も大きい冬の18時、風速8m/秒の場合で、建物の全壊・焼失棟数は約8万1千棟とな

り、建物被害のほか、火災や急傾斜地崩壊、ブロック塀等の転倒等により、約2万7千人の死傷者が発生すると予測される。

(3) 液状化危険度

東京湾沿岸の浦安市から千葉市にかけての埋立地や、利根川や江戸川沿いの低地部、養老川や小櫃川沿いの谷底低地の一部において、危険度が高いと予測される一方で、九十九里地域は一部を除き危険度はあまり高くないと予測される。

(4) 交通施設

緊急輸送道路の被害箇所は、約2,600箇所と予測され、主に震度6弱以上の地域を中心に、道路の陥没や高架部の桁ずれ・段差等が生じると予測される。また、港湾施設では、57バースで被害が発生すると予測される。

(5) ライフライン

上水道は、最大約250万人の生活等に支障が生じ、電力は最大約49%の供給が停止し、都市ガスは約47万9千戸で影響があると予測される。

(6) 避難者

避難者（避難所に避難した者と、在宅での生活に不自由を迫られる者等を含む避難所外避難者の合計）は発災1日後に約30万人、2週間後にはピークとなり避難者数は、約80万人となり、1箇月後でも約50万人が避難生活を送ると予測される。

(7) 帰宅困難者

通勤や通学により自宅を離れている際に被災し、千葉県内全ての公共交通機関が停止した場合、千葉県内での帰宅困難者（県民以外を含む）は最大約73万6千人と予測される。また、県外で帰宅困難者となる県民は、東京都で64万5千人、埼玉県で3万6千人、神奈川県で3万6千人、茨城県で2万4千人となる。

鉄道利用者を対象とした主要駅別の帰宅困難者数は、舞浜駅・新浦安駅で約3万2千人、千葉駅で約3万1千人と予測される。

(8) 大規模集客施設等の滞留者

県内には大規模集客施設が複数あり、その施設への1日当たりの平均来訪（利用）者を滞留者数として設定すると、東京ディズニーリゾートで約8万6千人等と予測される。

(9) エレベーター閉じ込め台数

約2,500台のエレベーターで閉じ込めにつながりうるエレベーターの停止が発生し、閉じ込め者数は昼12時で約1,900人と予測される。

(10) 直接経済被害

建物やライフライン、交通施設などによる被害額は約8兆円と予測される。

(11) 津波による被害

東北地方太平洋沖地震（2011年）は、岩手県北部から茨城県南部までの日本海溝沿いを震源域とした地震である。しかしながら、この震源域の南側に隣接する千葉県東方沖の日本海溝沿いは今回割れ残ったことから、この領域を対象とした「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」（マグニチュード8.2）を想定し、その津波による被害量を算出した。この想定地震の津波シミュレーションでは、銚子市で最大津波高8.8mと予測され、避難行動の有無や避難開始時間を設定し、全員が発災後すぐに避難を開始する条件では、死者数が約10人と予測される一方で、早期に避難を開始しない条件では、死者数が約5,600人と予測される。また、建物被害は、全壊約2,900棟、半

壊約 6,700 棟と予測される。

なお、元禄地震（1703 年）及び延宝地震（1677 年）は、ともにマグニチュード 8 クラスの地震で大規模な津波が発生したことにより、本県に甚大な津波被害をもたらしたとされている。元禄地震を想定した津波シミュレーションでは、南房総市で最大津波高 8.3m 程度、延宝地震の津波シミュレーションでは銚子市で最大津波高 8.4m 程度と予測されている。

被害想定の対象とした千葉県北西部直下地震、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震では、津波が顕著に発生しない。

(12) その他

防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。」とされている。今後の技術進歩や新たな知見によっては、最新の知見を反映させた地震被害想定調査の実施を検討する必要がある。

また、被害想定は、あくまで想定した地震（必ず発生する地震ではない）やそれに伴う津波が発生すると、どのような被害が発生するのかを確率、統計や過去のデータから推定した結果の 1 つであること、自然は大きな不確実性を伴うことに留意する必要がある。

【平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査結果の概要】

		千葉県北西部直下地震		
想定地震	地震の規模及びタイプ等	規模	マグニチュード7.3	
		タイプ	プレート内部	
		震源の深さ	約50km	
		震度分布	千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などを中心に震度6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約40%。震度7の地域はない。	
物的被害	建物被害	全壊・消失棟数	約81,200 棟	
		半壊棟数	約150,700 棟	
	交通施設	道路	被害箇所	約2,600 箇所
		港湾施設	港湾の被害箇所数	57 箇所
	ライフライン	電力 都市ガス LPガス 上水道 下水道	供給停止率	約49 %
			停止戸数	約479,000 戸
機能障害世帯数			約82,100 世帯	
機能支障人口			約2,500,400 人	
人的被害	死者数	揺れ（倒壊等）	約660 人	
		急傾斜地崩壊	約10 人	
		火災	約1,400 人	
		ブロック塀等の転倒ほか	約30 人	
	小計	約2,100 人		
	重傷者	揺れ（倒壊等）	約3,000 人	
		急傾斜地崩壊	— 人	
		火災	約660 人	
		ブロック塀等の転倒ほか	約430 人	
	小計	約4,100 人		
	軽傷者	揺れ（倒壊等）	約18,600 人	
		急傾斜地崩壊	約10 人	
		火災	約1,700 人	
		ブロック塀等の転倒ほか	約690 人	
小計	約21,000 人			
		死傷者数合計	約27,200 人	
避難者数		1日後	約298,300 人	
		2週間後	約806,600 人	
帰宅困難者数（昼12時）		県内	約736,400 人	
		県外で帰宅困難者となる県民	約741,000 人	
		合計	約1,477,000 人	
エレベーター停止台数			約2,500 台	
建物	住宅、家財、償却資産・棚卸資産		約7.13 兆円	
ライフライン	電力、通信、都市ガス、上・下水道		約0.47 兆円	
交通施設	道路、鉄道、港湾		約0.39 兆円	
その他公共土木施設			約0.15 兆円	
経済被害合計			約8.14 兆円	
震災廃棄物	体積		約7,789,300 m ³	

※1 地震被害は、季節・時刻や気象条件により大きく変わります。ここでは、特に記載のない場合は、冬の18時、風速8m/sです。

※2 地震被害想定は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものです。

【平成19年度千葉県地震被害想定調査結果の概要】

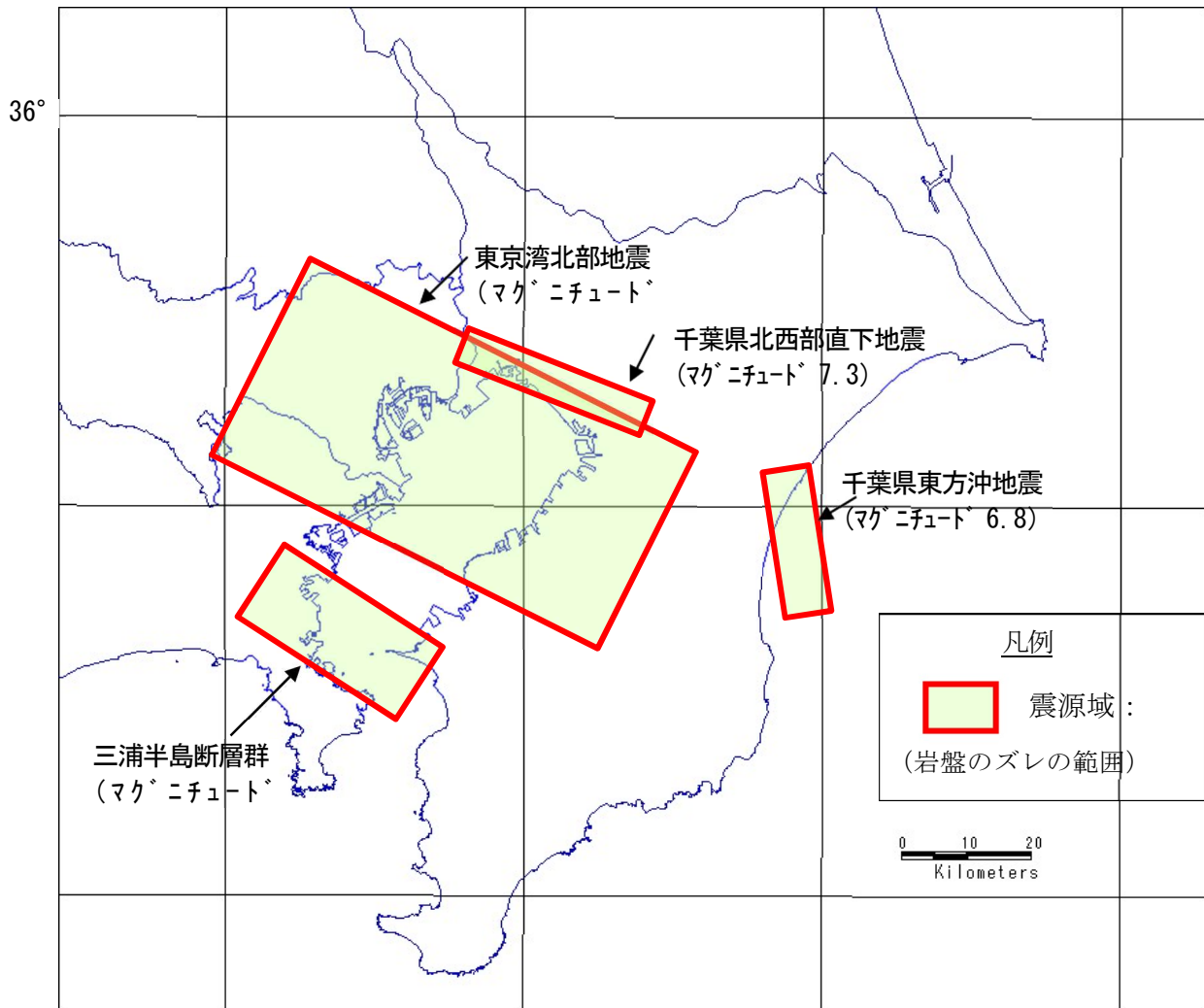
			東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群の地震	
想定地震	地震の規模及びタイプ等	規模	マグニチュード7.3	マグニチュード6.8	マグニチュード6.9	
		タイプ	プレート境界	プレート内部	活断層	
		震源の深さ	27.8km	43.0km	14.4km	
		震度分布	東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上。震度7の地域はない。	茂原市、東金市、八街市、いすみ市などに震度6弱の地域が散在。震度6弱の地域は県土の約0.3%	富津市、君津市、木更津市を中心に震度6弱から6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約5%	
物的被害	建物被害	全壊棟数	68,692 棟	730 棟	6,633 棟	
		半壊棟数	151,384 棟	4,594 棟	18,082 棟	
		合計	220,076 棟	5,324 棟	24,715 棟	
	交通施設	道路橋梁※3	大規模損傷（通行止め）	0 箇所	0 箇所	1 箇所
			中規模損傷（通行止め）	31 箇所	0 箇所	2 箇所
			小規模損傷（交通規制）	417 箇所	20 箇所	103 箇所
	鉄道橋脚	損壊（運行不能）	5 箇所	—	—	
		港湾施設	港湾・漁港の被害数	25 箇所	3 箇所	2 箇所
	ライフライン	電力 都市ガス LPガス 上水道 工業用水 下水道	停電戸数	203,999 戸	286 戸	19,767 戸
			停止戸数	374,533 戸	— 戸	— 戸
漏洩戸数			23,667 戸	35 戸	1,483 戸	
断水戸数			1,471,675 戸	26,450 戸	113,956 戸	
被害箇所数			60 箇所	1 箇所	3 箇所	
影響戸数			64,694 戸	13,819 戸	13,916 戸	
人的被害			死者数	揺れ（全壊・半壊）	913 人	0 人
	火災	365 人		0 人	4 人	
	急傾斜地崩壊	59 人		17 人	11 人	
	ブロック塀等の転倒	54 人		20 人	5 人	
	小計	1,391 人		37 人	88 人	
	負傷者数	揺れ（全壊・半壊）	36,099 人	682 人	2,455 人	
		火災	1,655 人	0 人	50 人	
		急傾斜地崩壊	758 人	219 人	140 人	
		ブロック塀等の転倒ほか	1,893 人	685 人	170 人	
		屋内収容物の転倒等	1,176 人	112 人	117 人	
小計	41,581 人	1,698 人	2,932 人			
死傷者数合計		42,972 人	1,735 人	3,020 人		
避難者数	1日後	1,455,977 人	37,379 人	121,253 人		
	1ヵ月後	610,880 人	6,448 人	30,225 人		
帰宅困難者数（昼12時）	県内から県内	356,794 人	315,169 人	175,110 人		
	東京都+他県から県内 合計	731,022 人 1,087,816 人	261,867 人 577,036 人	686,418 人 861,528 人		
エレベーター閉じ込め台数		7,963 台	3,597 台	3,512 台		
大規模集客施設の滞留者（昼12時）	成田国際空港	約20,000 人	— 人	— 人		
	東京ディズニーランド及び東京ディズニーシー	約50,000 人	— 人	— 人		
	幕張メッセ	約7,500 人	— 人	— 人		
直接被害経済	建物	住宅、家財、償却・在庫資産	91,855 億円	2,913 億円	8,775 億円	
	ライフライン	電力、都市ガス、上・下水道	4,178 億円	608 億円	634 億円	
	交通施設	道路、鉄道、港湾	1,507 億円	162 億円	114 億円	
	経済被害合計		97,540 億円	3,683 億円	9,523 億円	
その他	震災廃棄物	体積	7,036,998 m ³	245,563 m ³	796,334 m ³	
	タンクのスロッシングの高さ（最大）		3.00 m	0.50 m	1.82 m	

※1 地震被害は、季節・時刻や気象条件により大きく変わります。ここでは、特に記載のない場合は、冬の18時、風速9m/sです。

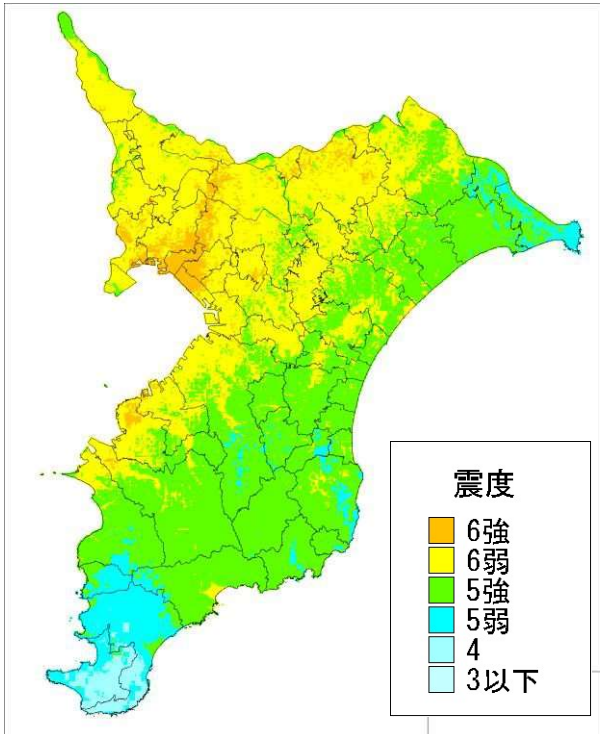
※2 地震被害想定は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものです。

※3 道路橋梁について、大規模損傷は2箇月半、中規模損傷は1箇月程度の通行止め、小規模損傷は1箇月程度の交通規制

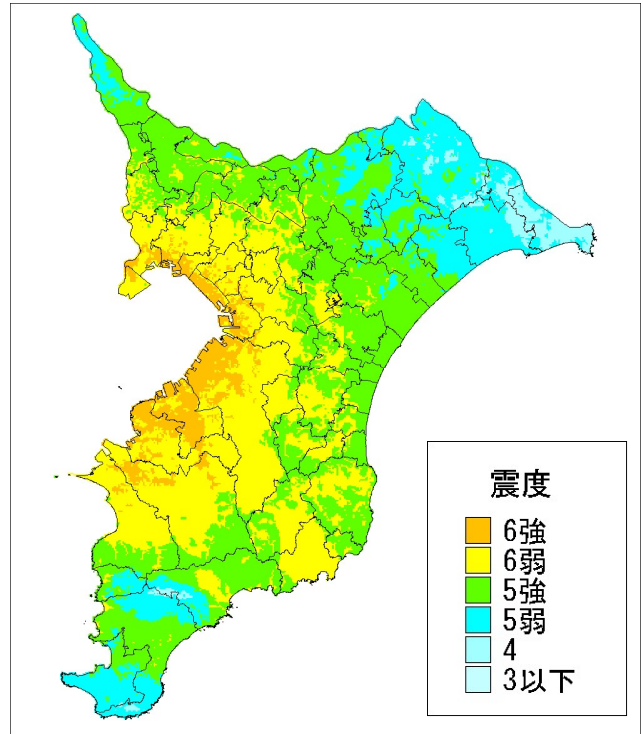
【被害想定対象地震の震源域】



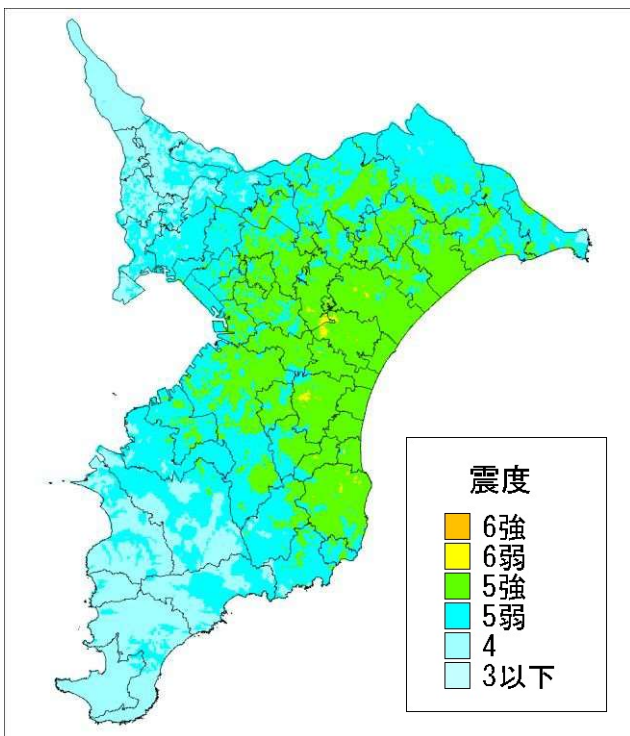
【震度分布図】



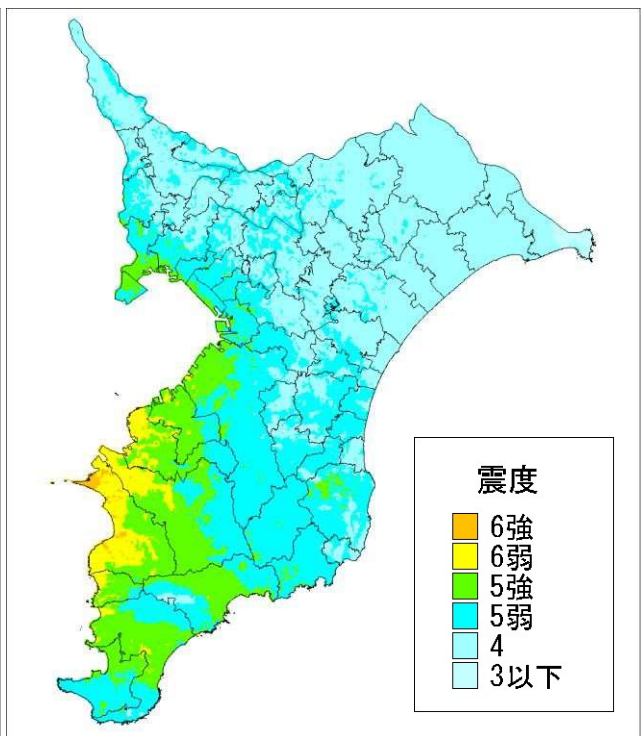
千葉県北西部直下地震 (マグニチュード7.3)



東京湾北部地震 (マグニチュード7.3)

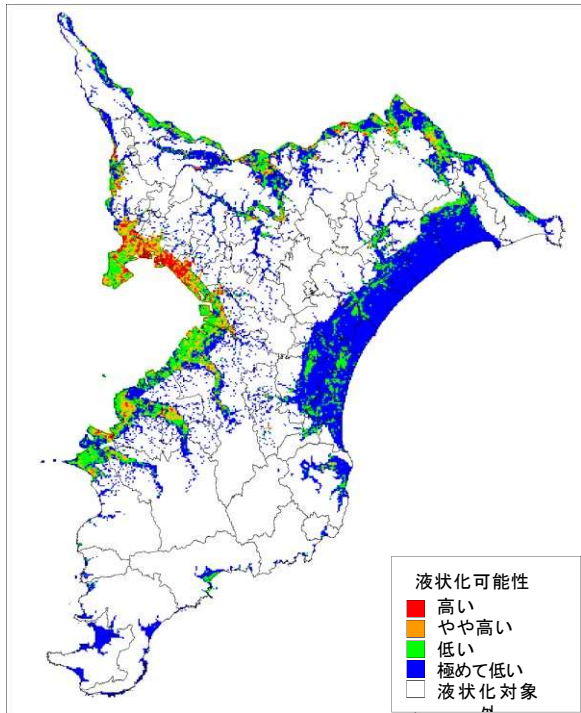


千葉県東方沖地震 (マグニチュード6.8)

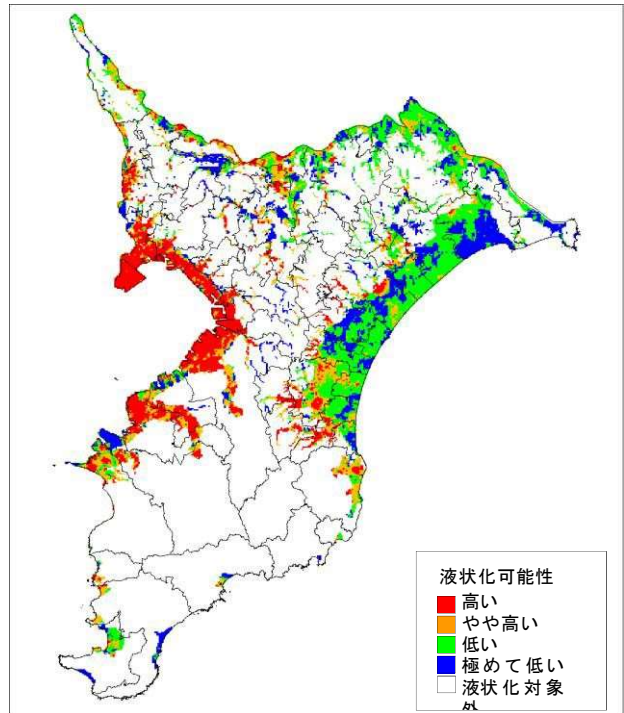


三浦半島断層群の地震 (マグニチュード6.9)

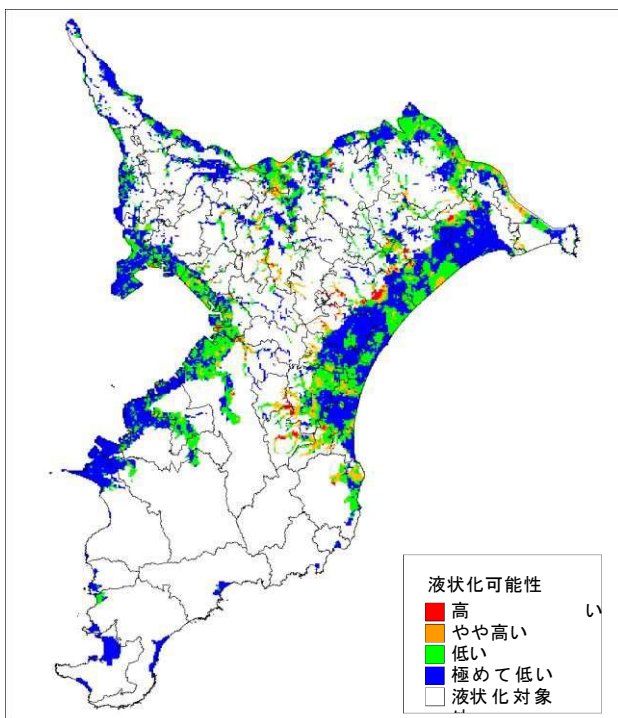
【液状化危険度分布図】



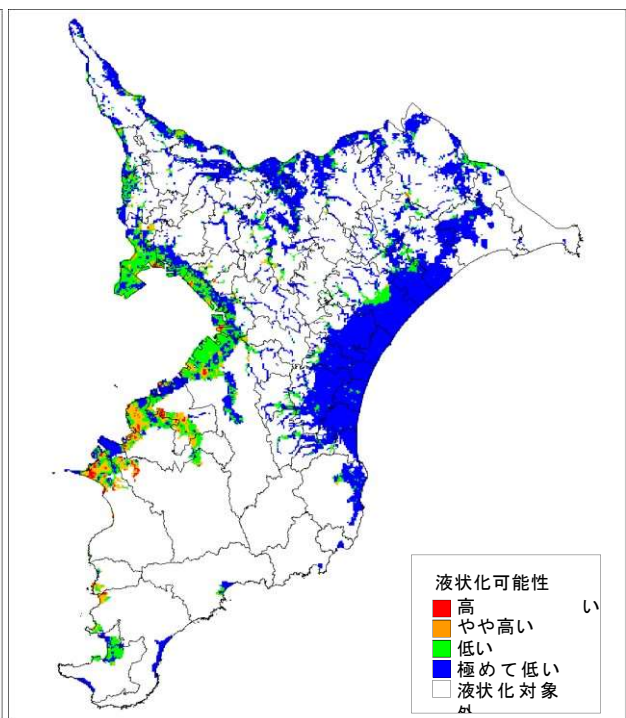
千葉県北西部直下地震



東京湾北部地震



千葉県東方沖地震



三浦半島断層群による地震

3 町における地震被害想定結果

想定地震のうち最も被害が大きいのは、千葉県北西部直下地震となっており、本町では震度6強～5弱が想定されている。全壊・焼失棟数は50棟となっているが、死者は5人未満（「一人」と表示）である。

また、東京湾北部地震や千葉県東方沖地震では、北部の利根川下流域の水田地帯において、液状化の危険性がやや高いところが見られる。

【被害想定結果】（平成26・27年度千葉県被害想定調査）

項目		千葉県北西部直下地震 (18時 風速8m/秒)
全壊・焼失棟数		50棟
死者		一人
重傷者		一人
軽傷者		10人
避難者(1日後)	避難者	110人
	うち避難所退避者	60人
避難者(2週間後)	退避者	190人
	うち避難所退避者	80人
エレベーター 閉じ込め	台数	一人
	人数	一人
震災廃棄物		一万t

【被害想定結果】（平成19年度千葉県被害想定調査）

項目		想定地震ごとの被害(18時 風速9m/秒)		
		東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群の地震
建物	全壊棟数	7棟	8棟	1棟
	半壊棟数	19棟	22棟	2棟
火災	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
死者		0人	0人	0人
負傷者		3人	6人	0人
避難者(1日後)		25人	23人	3人
帰宅困難者		2,709人	2,709人	207人
エレベーター閉じ込め		0人	0人	0人
災害時要援護者死者数		0人	0人	0人
自力脱出困難者		0人	0人	0人
震災廃棄物		0万t	0万t	0万t

4 津波による被害想定

「平成 26・27 年度 千葉県地震被害想定調査報告書」では、東北地方太平洋沖地震による断層の割れ残りを想定したモデル（房総半島東方沖日本海溝沿い地震モデル）について津波浸水域の予測を実施しているが、同調査において、本町は浸水面積の算定対象に含まれていない。

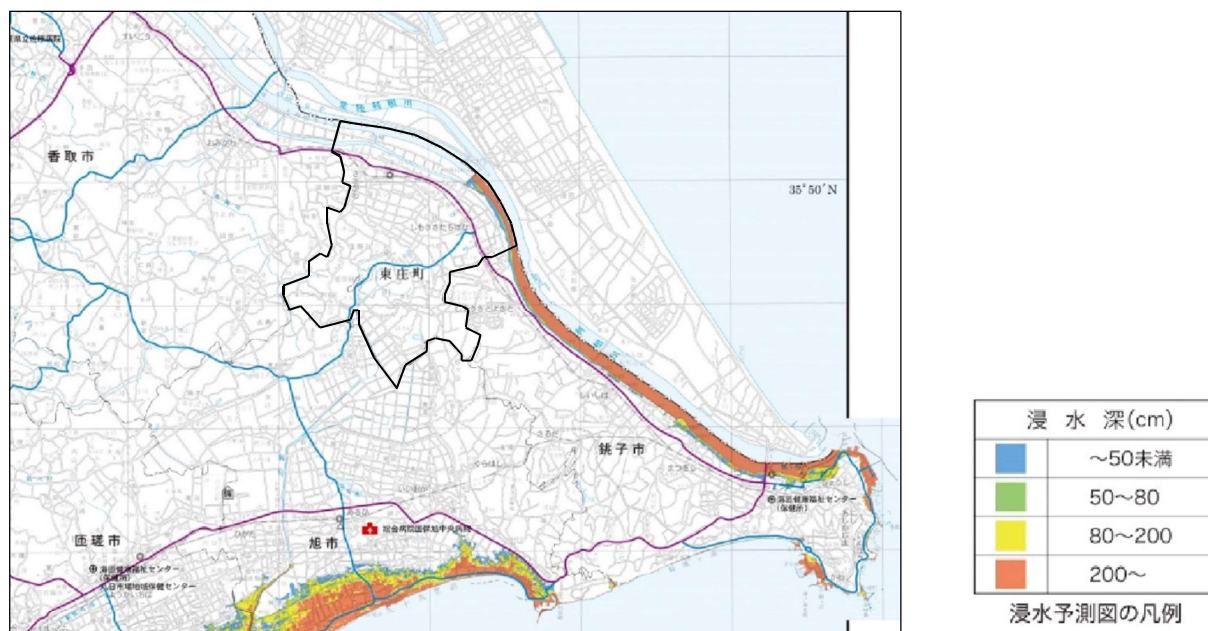
また、津波被害の予測についても、本町は「海域に接しておらず浸水が予測されない市町村（茂原市を除く）」に含まれ、予測値が算出されていない。

千葉県地震防災地図（平成 28 年度作成）の津波浸水予測図（大津波警報：10m、防潮施設なし・水門開放）においては、利根川沿いで浸水が予測されている。

【水位の変化】（堤防あり：本町に最も近い地点）

地点	最大津波高 (T. P. m)	津波到達時間 最大波 (分)	津波到達時間 第一波 (分)	津波影響開始時間 (分)	最大津波浸水深 (m)	最大浸水距離 (m)	地盤変動量 (m)
利根川河口	26	368	368	319	0.7	60	-0.1

【千葉県地震防災地図：千葉県地震防災地図】（大津波警報：10m、膨張施設なし・水門開放）



第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、町、県、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、被害想定等の実施を推進し、また、災害危険箇所の把握に努め、これらの調査結果等をもとに、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及・啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

また、千葉県に被害をもたらす大規模な地震・津波に関する必要な資料を定常的に収集するとともに、継続的に調査研究を進める。

1 防災教育

町、県、防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童・生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置づけた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童・生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

2 過去の災害教訓の伝承

町及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、町、県をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

なお、震災知識の普及に当たっては、住民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らしめるものとする。

(1) 自らの身を守るための知識

- ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- ウ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- エ 緊急地震速報の活用方法
- オ 警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明
- カ 避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- キ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- ク 地域の地盤状況や災害危険箇所
- ケ 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- コ 帰宅困難者の心得
- サ 地震保険の制度

(2) 地域防災力を向上させるための知識

- ア 救助救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画（BCP）

(3) その他一般的な知識

- ア 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- イ 各防災機関の震災対策
- ウ 町地域防災計画の概要

(4) 広報媒体等

防災機関名	媒体	対象	内容
東庄町	広報紙 講演会 広報車 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等	地域住民 自治会 自主防災組織 児童・生徒・幼児 町職員 ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・町地域防災計画の概要 ・各防災機関の震災対策 ・地震、津波に関する一般知識 ・出火の防止及び初期消火の心得 ・室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ・ハザードマップ（地震・洪水・津波） ・避難所、避難路、避難地 ・避難方法、避難時の心得 ・食料、救急用品等非常持出品の準備 ・学校施設等の防災対策 ・建物の耐震対策、家具の固定 ・災害危険箇所 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施 ・発生した災害の情報及び町の対応 他

防災機関名	媒体	対象	内容
千葉県	西部防災センター地震体験車 県民だより ビデオ・DVD パンフレット リーフレット テレビ ラジオ新聞 インターネット 防災ポータルサイト 講演会 防災学習会 教職員を対象とした 防災教育研修会 学校が地域と連携して行う防災教育 等	一般県民 自主防災組織事業所 各種団体 児童・生徒・幼児 県職員及び市町村職員ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・西部防災センターによる啓発活動 ・地震体験車を活用した啓発活動 ・防災教育事業の概要 ・防災基本条例の概要 ・町地域防災計画の概要 ・各防災機関の震災対策 ・地震、津波に関する一般知識 ・地震に関する調査結果 ・出火の防止及び初期消火の心得 ・室内外等における地震発生時の心得 ・ライフラインに関する一般知識 ・地震保険に関する情報提供 ・避難路、避難地 ・避難方法、避難時の心得 ・食料、救急用品等非常持出品の準備 ・学校施設等の防災対策 ・建物の耐震対策、家具の固定 ・災害危険箇所 ・自主防災活動の実施 ・各種防災訓練の実施 ・発生した災害の情報及び県の対応 他
消防本部	講演会 防災フェア 広報紙 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 講演会等	地域住民、事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、津波に関する一般知識 ・出火の防止及び初期消火の心得 ・室内外等における地震発生時の心得 ・避難方法、避難時の心得 ・食料、救急用品等非常持出品の準備 ・各防災機関の震災対策 ・救助救護の方法 他

(5) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

また、昭和60年9月1日から実施されている「緊急警報放送」についても、必要な場合には、協力を求める。

4 自主防災体制の強化

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、町は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画の策定を進めることとする。

町は、自主防災組織の機能強化を図るため、県との連携のもと、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成を促進するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小・中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、町と県は協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

【自主防災組織の活動形態】

平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊出しなど）

(2) 事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うので、消防本部は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

雑居ビル等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うので、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

ウ 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及・啓発と取組みの促進を図る。

5 防災訓練の充実

震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練をはじめ各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにして改善に努める。

(1) 町の防災訓練

災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、町が中心となり、消防本部、自主防災組織、ボランティア（NPO）組織、事業者、各種団体及び教育機関等と連携し、防災訓練を実施する。

特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、町職員等の役割分担を明確化する。

また、消防本部は、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等へ必要な教育訓練を行う。

6 調査・研究

大規模な地震に対し必要な資料を収集するとともに、調査研究を充実・強化する。

(1) 被害想定に関する調査・研究

町は、近隣市町と協力し、県の被害想定調査の結果等を参考に震災に関する調査研究に努め、予防対策及び応急対策に資する。

(2) 震災応急対策の調査研究

ア 災害の防止、防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限にいとどめるため、以下の項目について、効果的な対策を調査する。

(ア) 地盤調査

(イ) 建築物の耐震調査

(ウ) 危険物の状況

- (エ) 電気、ガス、水道の状況
- (オ) 道路、橋梁の状況、交通障害対策
- (カ) 消防水利状況
- (キ) 停電、通信障害状況
- (ク) 地震火災対策
- (ケ) 避難場所及び避難路の状況
- (コ) 自主防災組織

イ 防災カルテ・防災マップ等の整備

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ・防災マップ等の作成に努める。

第2節 津波災害予防対策

町はその北部を利根川に面しており、利根川河口堰が所在している。東日本大震災では数回に渡る越水（堰下流の水が堰を越えて上流へ流れる。）が見られ、堰本体への大きな被災はなかったが、水堰両岸上下流では護岸沈下による浸水被害が見られた。

東日本大震災の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況である。利根川流域に位置する笹川、石出両地区は浸水被害を受けやすい地理的環境にあるため、町は住民等に注意喚起を図るとともに、必要に応じた津波対策を推進する。

1 総合的な津波対策の基本的な考え方

利根川河口堰をはじめとした河川管理施設のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策の充実化を図り、ハード・ソフトを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

2 津波広報、教育、訓練計画

(1) 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

ア 住民自らの取組み

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところに避難することが原則である。

本町における津波の避難については、基本的に自主避難とするため、住民は日頃から、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制や避難行動要支援者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波による避難指示等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や川岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

イ 町・県の取組み

町や県は、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等が取ることができるよう、以下の内容について、広報誌、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取組み、津波防災意識の向上を図る。

(ア) 地震・津波に関する正確な知識

- a 津波の発生メカニズムや伝わる速さ
- b 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること
- c 津波は繰り返し襲ってくること
- d 第一波が最大とは限らないこと
- e 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくること
- f 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに津波が押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること
- g 津波は河川や水路を遡上すること

(イ) 津波シミュレーションの結果

町は、県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や、地盤標高図及び津波高と被害の関係をわかりやすく情報発信する。

なお、避難のための津波浸水予測図は、気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。

(ウ) 津波警報等に関する情報及び知識

- a 気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報の内容と想定される被害及び取るべき行動
- b 津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること
- c 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること
- d 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること
- e 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること

(エ) 津波避難行動に関する知識

- a 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- b 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと
- c 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと
- d 一度避難したら、津波警報等が解除されるまで避難を継続すること
- e 津波は河川を遡上するため河川から離れること

(オ) 地震、津波への備え

いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日頃から3日分以上の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発する。

(2) 防災教育の推進

学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

(3) 防災訓練の実施

町、住民、事業所等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。

なお、実施に際しては、自主防災組織、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。

(4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

3 津波避難対策

(1) 町の津波避難体制の確立

町は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波避難対策推進マニュアル 検討会報告書」などをもとに、町の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう体制を整備する。

ア 避難指示（緊急）

町は、避難指示（緊急）の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波予警報等が発表された際に、必要に応じて避難指示（緊急）ができる組織体制の整備を図る。

イ 住民等の避難誘導體制

(ア) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

(イ) 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導に当たる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導するものとする。

(ウ) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別計画の策定に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの方に係る避難誘導體制の整備を図る。

(エ) 町は、避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

(オ) 町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導など、安全の確保を前提に町の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

ウ 市町間の連携による広域避難体制の構築

津波は市町域を越えて広域的に被害をもたらすことから、地域によって市町間で連携し、避難場所や避難所の提供など市町域を越えた避難体制の構築を図る。

(2) 町の津波情報受伝達体制の確立

ア 津波情報受伝達対策

町は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び関係職員の早期参集体制の確立に努める。

イ 地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、町はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波予警報の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

(ア) 同報無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示（緊急）等を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。

また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジ

タル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

(イ) 多様な伝達手段の確保

J－A L E R Tの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

(ウ) 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達が行なわれた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成に努める。

(エ) 近隣市町間の連携

町は、津波被害等により地方自治体としての機能が麻痺又は著しく低下した場合における地域住民への情報伝達の手段等を確保するため、平時から近隣市町との連携や情報共有に努める。

第3節 火災等予防計画

地震により市街地で同時多発のおそれがある火災は、二次災害を誘発する危険性が高く、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大などの危険要因が増えている。

今後、起こりうる首都直下地震などの大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する。

1 地震火災の防止

(1) 出火の防止

ア 一般家庭に対する啓発

一般家庭内における出火を防止するため町は、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について啓発を行う。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が町内全ての住宅に適正に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者等設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者等の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

ウ 火災予防に係る立入検査の強化指導

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部及び県は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。また、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

オ 化学薬品等の出火防止

町及び県は、化学薬品を取扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保管の適正化の指導を行う。

カ 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 初期消火

ア 町及び消防本部は家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火

器具の設置を奨励する。

イ 町、消防本部及び県は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織を指導する。

(3) 延焼拡大の防止

ア 常備消防の強化

消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、体制の確立を図るとともに、消防力の増強に努める。

イ 消防団の強化

消防団は、震災時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行う。とりわけ、弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進などについて配慮する。

ウ 消防水利の整備

震災時には、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、町は、耐震性貯水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

エ 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、町及び消防本部は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。

2 建築物不燃化・防災空間の整備

(1) 建築物不燃化の促進

ア 建築物の防火規制

(ア) 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、準防火地域の指定を検討する。

(イ) 市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を検討するなど、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

イ 町防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難場所・避難路周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を検討する。

(2) 防災空間の整備・拡大

ア 良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、町における火災の防止に役立てる。

イ 防災まちづくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努める。

ウ 町の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線道路については緊急性の高いものから整備を図る。

エ 河川空間は延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等に努める。

第4節 消防計画

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1 消防体制・施設の強化

(1) 常備消防の強化

町及び消防本部は、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

(2) 消防団の充実・強化

町及び消防本部は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

2 市町村相互の応援体制

消防組織法第39条の規定による千葉県広域消防相互応援協定に基づき、運営の推進を図るとともに、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう、県の情報受伝達訓練等の各種訓練への参加及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

3 広域航空消防応援体制

大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び町の事前計画に定める手続き等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

4 消防思想の普及

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する（各1週間）。
- (3) 各種講習会等を開催する。
- (4) 住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

5 消防計画及びその推進

消防計画は、香取広域市町村圏事務組合消防本部の消防計画によるが、特に次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員、団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画

- (7) 特殊地域の消防計画
- (8) 異常時の消防計画
- (9) その他の消防計画
- (10) 消防訓練計画
- (11) 火災予防計画

第5節 建築物の耐震化等の推進

町内における建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物など、地震時に被害を生じるおそれのある建築物等に対し、安全性の向上を図る必要がある。

また、東日本大震災においても、水道、電気、ガスなどのライフライン等の一部が寸断したことから、各施設の耐震性について、さらに強化を図るものとする。

1 建築物等の耐震対策

(1) 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修の促進

ア 既存建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、県と調整の上、耐震診断・耐震改修を促進する。

イ 建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震診断及び耐震改修等に積極的に努めるよう、指導を徹底していく。

ウ 町は県と連携して、国の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震診断及び耐震改修等の促進のための施策を推進する。

エ 東庄町耐震改修促進計画の推進に努め、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

(2) 学校施設の耐震化

町内の学校施設の耐震化率は100%となっているが、近年の大規模地震の状況等を踏まえ、吊り天井等非構造部材の耐震対策を進める。

(3) 文化財の防災対策

町及び県は、文化財保護のための防災対策に努めるものとする。

(4) ブロック塀等の安全対策

ア 「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」に基づき、適正な築造方法の啓発・普及に努めるとともに、既設のブロック塀等に関しては、県と連携して、所有者・管理者に対して倒壊を防止し、安全を確保するため必要な助言又は指導に努める。

イ 小学校・こども園の通学路等に面したブロック塀等を対象に、点検パトロールを実施し、危険なものには改善指導を徹底する。

(5) 落下物防止対策

ア 「千葉県落下物防止指導指針」に基づき、建築物の窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、建築物の所有者等への啓発等に努める。

イ 人通りの多い道路や町が定める震災時の避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス等の落下による危険性のあるものについては、改修や補修の指導を行う。

(6) 家具・大型家電の転倒防止

町は、町ホームページ、広報とうのしょう及び住民対象の各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。

(7) 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

ア 連絡協議会の運用

建築防災にかかる諸施設の推進のため、千葉県建築防災対策連絡協議会による、既存建築物

の耐震診断・改修の促進や応急危険度判定支援体制の確立に協力する。

イ 安全対策の啓発

町は、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

2 ライフライン等の耐震対策

震災時に水道管や電気施設等ライフライン施設が被害を受けると、生活機能をまひさせるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな障害になる要因となる。

このため、各事業者は、各施設の耐震性の強化を図り地震に強いライフラインづくりを行っていく。

(1) 水道施設

水道施設は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等により、耐震性の強化が図られてきたところであるが、既存施設の中にはまだ老朽化による更新又は補強が必要な施設等があり、次のとおり施設の耐震化を進め防災対策の一層の充実を図る。

ア 耐震化の指標作成

水道事業体に、水道施設の耐震化について、目標年度を定め耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画作成を指導する。

イ 緊急を要する対策

耐震性の観点から老朽施設等について、緊急に補強又は更新の指導をする。

ウ 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家用発電設備など施設の整備補強、及び複数系統化などの水道システムとしての耐震性の向上を図るよう指導する。

エ 広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道の指導をする。

(2) 電気施設

ア 建物については、建築基準法、土木工作物(機器基礎を含む)はダム設計基準、道路橋示方書などの基準水平震度とする。

イ 変電、送電、配電、通信設備はそれぞれ水平加速度等に合う耐震設計を行う。

ウ 定期的な巡視点検並びに自家用需要を除く一般需要の電気工作物調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見・改修に努める。

(3) 電話施設

ア 建築基準法による、建物設備の耐震設計を行う。

イ 埋設管路は、離脱防止継ぎ手等を使用し、中継ケーブル網設備の2ルート化・地中化等による耐震性を高める。

ウ 交換機等は、キャビネット型設備(自立型)の導入による耐震性の強化、通信設備の周辺装置(パソコン等)は転倒防止対策を実施する。

3 道路及び交通施設の安全化

道路、鉄道等は、地域内はもとより、都市間相互を連絡し、生活や経済活動等あらゆる社会活動

を支える重要な施設である。

(1) 災害に強い道づくり

道路は、震災時において救援・救護活動や緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備や、被災地域の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている町管理道路の整備については、地震直後から発生する緊急輸送が円滑に行われるよう、道路改良など災害に強い道づくりに努める。

(2) 道路橋梁等防災計画

ア 橋梁については、改訂道路橋示方書に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震対策を実施していく。

イ 道路については、特に崩落等の危険性のある法面について、安全対策を実施していく。

ウ 特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁の耐震対策や法面の安全対策を最優先に実施していく。

(3) 鉄道施設等

ア 現況

本町内には、千葉市と銚子市を結ぶJR成田線が走っており、下総橋駅、笹川駅の2駅が位置している。

イ 施設の耐震性

東日本旅客鉄道（株）は、鉄道施設の耐震補強について「既存鉄道施設の耐震補強に関する指針」、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」に基づき実施する。

4 危険物施設等の安全化

(1) 液化石油ガス関係

ア 消費者の保安対策

消防本部は販売事業者等に対し、次の指導を行うことにより、消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。

(ア) 消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底を図るとともに、ガス放出防止機器の設置促進を図る。

(イ) マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、さらに感震機能を備えた安全装置の導入についても促進を図る。

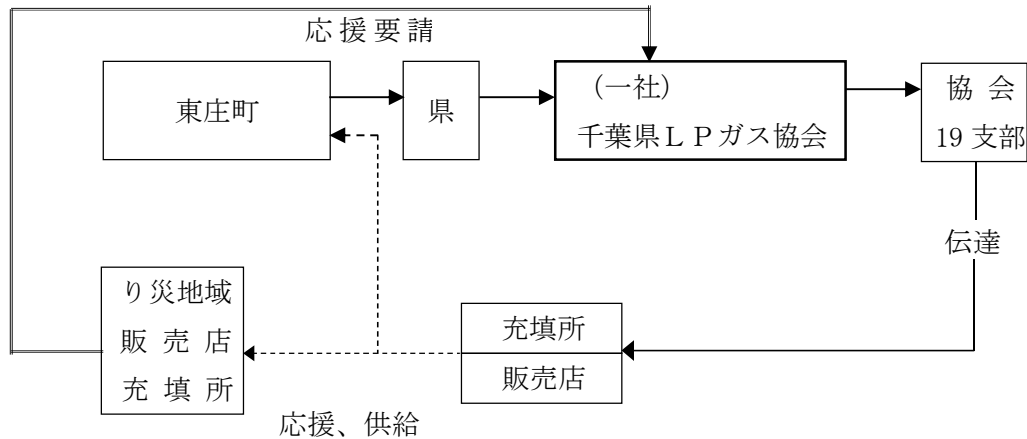
(ウ) 消費者に対し、周知パンフレット等により地震時の元栓、器具栓、容器バルブの閉止等の措置について啓発に努める。

(エ) 避難所に指定される可能性が高い公共的施設等への安全器具の設置を図る。

イ 情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備

大地震に際して、被災地域において、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援体制等を（一社）千葉県LPガス協会を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。

【(一社)千葉県LPガス協会への応援要請・供給体制】



(2) 危険物施設関係

消防本部は、消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

- (ア) 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。
- (イ) 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。
- (ウ) 防火塀等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じひかえ壁等を設置する。
- (エ) 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。
- (オ) 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

イ 保安体制面の対策

- (ア) 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。
- (イ) 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての的確化を図るとともに従業員への周知を徹底する。
- (ウ) 夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

(3) 少量危険物及び指定可燃物施設関係

消防本部は、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例に規定されている少量危険物及び指定可燃物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう消防本部を通して指導し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

- (ア) 無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守を強力に指導する。
- (イ) 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

イ 保安体制面の対策

- (ア) タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物又は指定可燃物を入れ、又は出すとき以

外は閉鎖するように指導する。

- (イ) 地震後の異常の確認の実施及び応急措置について指導する。
- (ウ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

第6節 液状化災害予防対策

町北部の利根川流域の沖積平野（利根川低地部）は、地震による液状化の被害を受けやすく、東日本大震災においても、笹川、石出両地区の一部において流域の水田地帯や宅地では噴砂などの現象がみられたことから、住民等に注意喚起を図るとともに、総合的な液状化対策を推進していく。

1 液状化対策の推進

水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、住民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、住民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策

(1) 水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

(2) 道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

(3) 河川

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いですが、そのような地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、海岸に近い河川では地震発生とともに津波遡上の可能性もあるため、堤防や護岸等の整備に当たっては液状化対策など耐震対策を考慮して実施する。

3 液状化対策の広報・周知

(1) 液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの周知

東日本大震災を受け、県が平成23年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、住民にわかりやすく広報・周知する。

また、住民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、住民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。

(2) 住宅の液状化対策工法の広報・周知

液状化による住宅被害の発生は、住民個人の生活や経済面に大きな負担がかかるため、住民に対して「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう啓発する。

また、液状化の危険性を周知するハザードマップの作成を検討する。

4 液状化被害における生活支援

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

第7節 土砂災害等予防計画

町南西部に所在する神代地区は、台地と平地が入り組む谷戸が多い地理的特徴を有しており、稲荷入、舟戸の2地区は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。また、橘地区や東城地区においても急傾斜地を多く抱えている。このため、地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成26・27年度に実施した「地震被害想定調査」結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導等の措置を講じる。

1 土砂災害の防止

(1) 土砂災害危険箇所の公表

町は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、県等と連携を図りながら、各種調査を推進し、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。

また、土砂災害危険箇所を周知するため、県の作成する土砂災害危険箇所マップを地区公民館等に配付する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

町は、県が指定する土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を町地域防災計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

(3) 地震後の土砂災害危険箇所の緊急点検

町は、震度5強以上の地震が発生した場合、県が行う土砂災害危険箇所の緊急点検に協力する。

また、緊急点検の実施に当たり住民などに不安を与えないように、緊急点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、住民等に対して事前に周知する。

(4) 地震等発生後の土砂災害警戒情報への対応

地震等の発生後は地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなるため、地震等発生後における千葉県と銚子地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報には特に注意を払う。

(5) 土地利用の適正化

町は県と連携し、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、都市計画法、土砂災害防止法等の法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底等に努める。

(6) 国土保全事業の推進

土砂災害は、地形、地質等を素因とし、地震動や大雨等を誘因として発生するもので、科学的調査により地形、地質、気象、地下構造、地下水の状況等を十分把握し、県と協力し、効果的な防止工事を進める。

ア 急傾斜地崩壊対策

(ア) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地法第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域につ

いては、町と協議の上、住民の協力を得ながら順次「急傾斜地崩壊危険区域」として県が指定手続きを行う。

現在、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進に努める。

【千葉県急傾斜地崩壊危険区域指定基準】

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

- (ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- (イ) 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- (ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

(イ) 行為の制限

- a 町は県と連携し、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。
- b また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図るとともに、「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等に基づき移転を促進する。現在、県条例により指定されているのは、舟戸地区と稲荷入地区の2箇所である。

(ウ) 防止工事の実施

急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから、県費助成等を活用して順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(エ) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、以下について重点的に施設整備を実施する。

- a 要配慮者関連施設に係る危険箇所
- b 避難所や避難路を有する危険箇所
- c 崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所

イ 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出による災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県は、調査により、山腹崩壊危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

ウ 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準及び町開発指導要綱等に基づき防災等の措置を講じ、特に丘陵地、急傾斜地においては地形地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。また、盛土造成地の位置や規模を示した盛土造成地マップを公表していく。

なお、県の工事の許可又は確認に準じ、次の事項に留意する。

- (ア) 災害危険区域(建築基準法第39条)、急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地法第3条)については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。
- (イ) 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。
- (ウ) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

2 地籍調査データの管理

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、町は地籍調査データの管理を適正に行う。

3 河川、ため池施設の安全化

地震に伴う河川、ため池施設の被害を防止するため、耐震性の強化等の措置を講ずる。

(1) 河川施設の整備

地震による河川護岸等の損壊を防止するため、耐震化対策を進める。

(2) ため池等災害対策

町は県と連携し、老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、「農業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多く、避難生活において特別な配慮が必要とされた。

本町における災害時要援護者に関して、町北部の笹川地区は人口の多くが集中し、介護認定者や災害時要援護者の数も多くなっている。そのため、介護認定者や災害時要援護者などを適切に避難誘導する上での総合的な体制整備を図る。また、神代、橘、東城の3地区は、台地と平地が入り組む谷戸が多い地理的特徴を有し、急傾斜地崩壊危険箇所や山腹崩壊危険箇所が多く所在することから、土砂災害発生時の切迫性を考慮した的確な避難準備情報等の発令など、情報伝達体制の整備が求められる。

あわせて町は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

1 避難行動要支援者に対する対応

町は、災害対策基本法の規定により、取組指針に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行う。

(1) 全体計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成に当たり、町は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、重要事項を定める。

その上で、本計画の下位計画として、全体計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

(ア) 町は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している町の健康福祉課、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握しておく。

(ウ) 所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

(エ) 町は、県の把握する要配慮者に関する情報が、避難行動要支援者名簿の作成のために必要と判断されるときは、県へ情報提供を要請する。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

町は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

(ア) 避難行動要支援者の範囲の設定

a 町は、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。

b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定

される。

- (a) 警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力
- (b) 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- (c) 避難行動を取る上で必要な身体能力

c 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(ウ) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

町は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(エ) 町における情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、避難支援等関係者（消防本部、警察署、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずるよう努める。

エ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(ア) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(イ) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の

提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

オ 町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(3) 個別計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

2 要配慮者全般に対する対応

(1) 支援体制の整備

町及び県は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

町は、取組指針や手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置づけるものとする。

(2) 避難指示（緊急）等の情報伝達

町は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災ラジオや緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示（緊急）等の周知を図る。

(3) 防災設備等の整備

町及び県は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(4) 避難施設等の整備及び周知

町は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。また、町及び県は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

町は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の充実

町及び県は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(6) 在宅避難者等への支援

町及び県は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取り組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(7) 広域避難者への対応

町及び県は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3 社会福祉施設等における防災対策

町及び県は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4 外国人に対する対策

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

町及び県は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置づけ、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくり

に努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 外国人に対する対応

町は、災害時における日本語の理解が十分でない外国人に対応するため、県の語学ボランティアの派遣要請を迅速に行えるよう、派遣制度の活用を図る。

第9節 情報連絡体制の整備

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

1 災害通信施設の整備

町は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、町防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努める。特に、災害時に停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、地域住民と町との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意する。

また、町は、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

2 非常通信体制の充実強化

町、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

3 その他通信網の整備

インターネット、東庄町防災メール等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画

町及び県は、住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備

県の「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」（平成24年8月）に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。

(1) 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、町及び県は、家庭や事業所等における「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、住民の備蓄意識の高揚を図るための普及・啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

(2) 町における備蓄・調達体制の整備

町における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

(3) 帰宅困難者支援に係る備蓄

町及び県は、帰宅困難者等を一定期間受入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

(4) 町及び県における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、町及び県は、平時から体制を整備するものとする。

ア 町における物流体制

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分

けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備する。

また、町は、選定した集積拠点を県へ報告する。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

2 医薬品及び応急医療資機材等の整備

町は、町健康福祉課・国保東庄病院等を中心に、医療救護活動に必要な医薬品及び応急医療資機材等の備蓄に努める。また、物流備蓄等を活用するため、近隣の医薬品販売事業者等との協定締結を検討する。

3 水防用資機材の整備

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材の備蓄に努める。また、利根川下流河川事務所及び県等防災関係機関に対し、必要に応じた水防用資機材の調達依頼を円滑に行うための体制を整備する。

第11節 防災施設の整備

地震災害から住民の生命や財産を守るため、避難所等の各種防災施設の整備に努める。

1 避難施設の整備

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、町及び県は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成28年4月改訂）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行う。

(1) 指定緊急避難場所の指定等

ア 指定緊急避難場所の指定

町は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

町は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定緊急避難場所の周知

町及び県は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ 誘導標識の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(2) 指定避難所の指定等

ア 指定避難所の指定

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

町は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定避難所の整備等

避難所等の整備等については、次の点に留意するものとする。

- (ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。
- (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。
- (ウ) 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- (エ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
- (オ) 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む。）、水、非常用電源、常備菜、炊出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- (カ) 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。
- (キ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- (ク) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

(3) 避難路の整備

町は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じる。

(4) 震災対策用貯水施設等の整備

町は、水道事業体等の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備を行う。

なお、水道事業体は飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備について、積極的に協力をするものとする。

(5) ヘリコプター緊急離着陸場の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するため、町は緊急時の離発着場の確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

第12節 帰宅困難者等対策

平成23年の東日本大震災では、JR成田線の運行に支障が生じたことにより、乗客が下車し、保健福祉総合センターに詰めかける事例が見られ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、情報連絡体制が不十分であったことにより、混乱も生じた。

近隣市町も含めた大量の帰宅困難者が、一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会などにおける研究・検討を踏まえ、国や県、関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図る。

1 帰宅困難者等

(1) 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

(2) 帰宅困難者の発生予想数

本町における帰宅困難者の発生予想数は、「平成19年度 千葉県地震被害想定調査報告書」では、東京湾北部地震・千葉県東方沖地震ではともに2,709人、三浦半島断層群の地震では207人となっている。

2 一斉帰宅の抑制

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、町及び県は、広報紙、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、町及び県は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板（web171）、J-anpi、Twitter・Facebook等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて発災時に利用してもらえよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、町及び県は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送や町ホームページなどを活用して主体的に提供していく。

さらに、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、東庄町防災メール、町ホームページ、SNS等を活用した情報提供についても検討・実施していく。

(4) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、町及び県は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

3 帰宅困難者等の安全確保対策

(1) 一時滞在施設の確保と周知

町及び県は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮した上で、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、町が当該事業者と協議を行い、事前に協定や覚書等を締結し指定する。

また、町及び県は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、町及び県は、あらかじめ駅周辺帰宅困難者等対策協議会などにおいて大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

町及び県は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策

(1) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

町は、県が進める店舗経営事業者との災害時帰宅支援ステーション協定の締結について、認知度向上のため、町ホームページや広報とうのしょうなどを活用した広報を実施する。

5 関係機関と連携した取組み

(1) 千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会

県内市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体など関係機関の参画を得て設立した「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」を中心に、個人で準備・行動できることの普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携を図りながら対策を検討・実施する。

(2) 近隣の駅周辺帰宅困難者等対策協議会との連携

大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、各駅周辺の地域事情等に鑑みた、実効性の高い対策を検討・実施していくことが必要である。

このため、町は近隣の駅周辺帰宅困難者等対策協議会との連携体制の構築に努める。

6 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくと

ともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第13節 防災体制の整備

町は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、県・他市町村等からの広域応援体制を構築するため、平時から県内市町村、県や防災関係機関、事業者等との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

また、大規模地震等の発生時には、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画に基づく行政機能の確保など体制整備に努める。

1 防災体制の整備

(1) 災害対策本部の活動体制の整備

町は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部訓練等を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。

(2) 応援受入計画の策定

大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受入れるための防災拠点をあらかじめ確保し、発災時に速やかに運用できる体制を整えておく。

(3) 広域避難者の受入体制の整備

町は、県が調整する市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

(4) 事業者との連携

町は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努める。

2 町の業務継続計画

(1) 業務継続計画の策定

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(2) 策定に係る重要6要素

町は、業務継続計画の策定等に当たっては、特に以下の重要6要素について定めておく。

- ア 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気・水・食料等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

[全ての課・機関]

大地震が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力をあげて対処するため、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

1 町の活動体制

町は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、県及び防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、東庄町災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、県において千葉県災害対策本部等が設置されたときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

東庄町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「東庄町災害対策本部条例」の定めるところによる。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「災害時応急活動マニュアル」により各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていく。

2 災害対策本部設置前の初動対応

(1) 注意配備

【震災対策等配備区分・基準】に該当する場合、総務課長は状況を総合的に判断し、注意配備をとる。

また、状況の変化に応じて、警戒配備へと移行する。

【注意配備の業務内容】

担 当	業 務 内 容
総務課	1 防災対策全般の総括及び総合調整に関すること 2 注意配備の決定及び解除に関すること 3 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること 4 地震・気象情報等の収集、整理、伝達に関すること 5 職員の動員・把握に関すること 6 被害情報調査の総括及び報告に関すること 7 その他のまちづくり課に属さない事務

担 当	業 務 内 容
まちづくり課	1 総務課との連絡調整及び情報の収集、報告に関する事 2 道路、河川、急傾斜地等の被害状況の調査、報告に関する事 3 土木関係機関との連絡調整に関する事 4 災害危険区域の巡視及び応急措置に関する事

(2) 警戒配備

【震災対策等配備区分・基準】に該当する場合、総務課長は状況を総合的に判断し、警戒配備をとる。

また、状況の変化に応じて、災害対策本部へと移行する。

【警戒配備の業務内容】

担 当	係	所掌事務
総務課 出納室 議会事務局	【庶務係】 【議会事務局】	1 防災対策全般の総括及び総合調整に関する事 2 警戒配備の決定及び解除に関する事 3 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事 4 地震・気象情報等の収集、整理、伝達に関する事 5 職員の動員・把握に関する事 6 各課の対策実施状況の把握に関する事 7 被害情報調査の総括及び報告に関する事 8 避難所等の防災拠点との連絡調整に関する事 9 課内の連絡調整並びに情報の収集、報告に関する事 10 その他各部の各班に属さない事務
	【企画財政係】 【管財係】 【出納室】	1 町有施設の被害状況調査、庁舎機能の維持及び警備に関する事 2 本部全般に係る資機材の調達、配備に関する事 3 町内会・自治会等との連絡調整等に関する事
	【企画財政係】 【秘書係】	1 災害情報等の広報に関する事
まちづくり課 農業委員会	【建設係】 【地籍調査係】	1 課内の連絡調整及び情報の収集、報告に関する事 2 道路、河川、急傾斜地等の被害状況の調査、報告に関する事 3 土木関係機関との連絡調整に関する事 4 災害危険区域の巡視及び応急措置に関する事 5 管理施設の被害状況の調査、報告に関する事
	【水道係】	1 管理施設の被害状況の調査、報告に関する事
	【産業振興係】 【農業委員会】	1 ため池・農業用水路の氾濫等の警戒に関する事 2 大規模集客施設の被害調査、情報提供及び支援に関する事
町民課 健康福祉課 国保東庄病院	【町民係】	1 課内の連絡調整及び情報の収集、報告に関する事 2 来庁者の安全確保に関する事 3 避難所の開設・運営に関する事 4 外国人の安否確認、避難支援に関する事

担 当	係	所掌事務
	【福祉係】 【介護保険係】 【子育て支援係】 【地域包括支援センター】	1 避難行動要支援者の安否把握、避難支援に関する事 2 福祉関係施設の被害状況の調査、報告及び応急対策に関する事 3 保育所、放課後児童クラブ等の園児及び児童の保護及び応急保育に関する事
	【保健衛生係】 【国保東庄病院】 【訪問看護ステーション】	1 人的被害（傷病者）の調査、報告に関する事 2 医療関係機関の被害状況の調査、報告に関する事 3 医師会その他医療機関との連絡及び出動要請に関する事
	【生活環境係】 【国保年金係】	1 管理施設の被害状況の調査、報告及び応急対策に関する事 2 香取広域市町村圏事務組合との連絡調整に関する事
	【賦課徴収係】 【固定資産税係】	1 住家及び土地の被害調査に関する事
教育委員会	【教育課】 【こども園、小学校、中学校】	1 委員会内の連絡調整及び情報の収集、報告に関する事 2 園児、児童・生徒の避難に関する事 3 教育関係施設の被害状況の調査、報告に関する事 4 教育関係機関との連絡調整に関する事 5 避難所の開設・運営への協力に関する事

3 災害対策本部

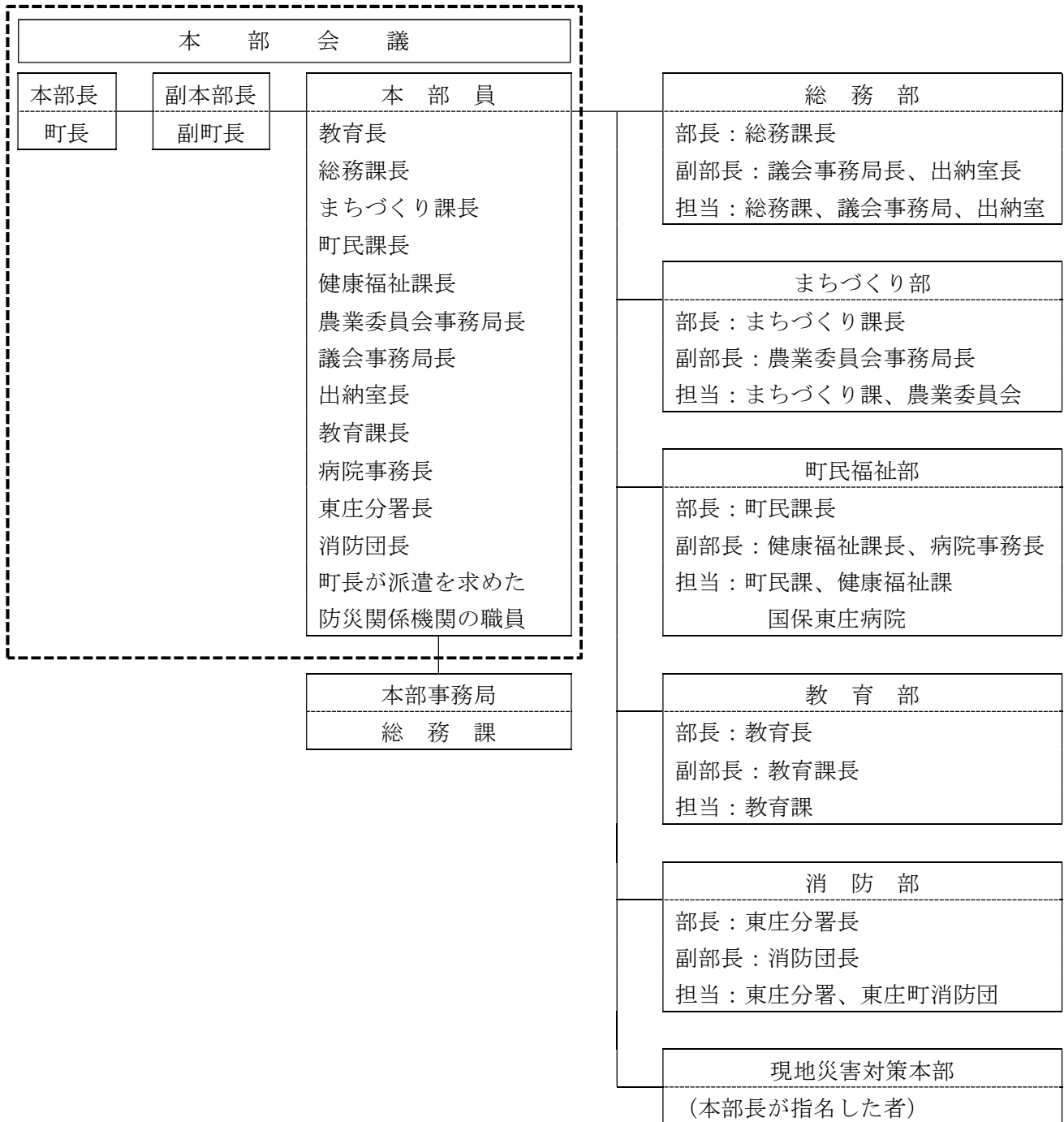
地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、「災害対策基本法第23条の2第1項」及び「東庄町災害対策本部条例」により、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

また、町長が不在や事故等により業務が遂行できない場合は、副町長、総務課長、まちづくり課長の順でその業務を代理する。

(1) 組織編制

災害対策本部の組織編制は次のとおりとする。

【災害対策本部組織図】



※本部連絡員は各部から各1名

ア 本部会議

(ア) 本部長は、町の災害対策を推進するため、本部長、副本部長、本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策等に関する重要事項について審議決定する。

(イ) 本部長は、上記(ア)の審議決定に当たり、必要に応じて防災関係機関に対して本部派遣職員の派遣を要請し、意見等を求める。

イ 本部事務局

災害対策本部の事務局は、総務課とし、災害活動に必要な情報や指令等の収集伝達の取りまとめ、本部会議の補佐に当たる。

ウ 本部連絡員

本部連絡員は本部室に常駐し、本部会議からの指令、連絡事項を各部に伝達するとともに、各部所管の被害状況・応急対策の実施状況を取りまとめ本部会議に報告する。

エ 部

(ア) 部は、部長、副本部長、班長及び班員をもって構成し、部が所掌する分掌事務を遂行する。

(イ) 部及び班の分掌事務は、次のとおりとする。

【災害対策本部の事務分掌】

部	班	所掌事務
総務部 ◎総務課長 ○議会事務局長 ○出納室長	総括班 【庶務係】 【議会事務局】	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災対策全般の総括及び総合調整に関すること 2 防災会議の総括及び記録に関すること 3 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 4 県災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること 5 県及び町防災行政無線の運用に関すること 6 地震・気象情報等の収集、整理、伝達に関すること 7 災害対策に必要な情報システムの運用及び活用に関すること 8 職員の動員・把握に関すること 9 各部の対策実施状況の把握に関すること 10 被害情報調査の総括及び報告に関すること 11 各部間の職員の応援体制に関すること 12 避難勧告等の発令及び解除に関すること 13 警戒区域の設定及び解除に関すること 14 避難所等の防災拠点との連絡調整に関すること 15 自衛隊、消防、自治体への応援要請及び連絡調整に関すること 16 部内の連絡調整並びに情報の収集、報告に関すること 17 職員への食料、物資の供給等の活動支援に関すること 18 災害救助法に関すること 19 応援及び派遣職員の支援及び健康管理に関すること 20 自衛隊、他自治体からの応援の受入れ、調整及び配置に関すること 21 県外避難者の支援に関すること 22 被災他市町村への避難所運営支援に関すること

部	班	所掌事務
		23 議会との連絡その他渉外に関する事 24 被災者生活再建支援法に関する事 25 その他各部の各班に属さない事務
	企画財政班 【企画財政係】 【管財係】 【出納室】	1 町有施設の被害状況調査、庁舎機能の維持及び警備に関する事 2 本部全般に係る資機材の調達、配備に関する事 3 災害対策従事者の装備品の確保、配布に関する事 4 燃料の確保に関する事 5 災害時の配車計画及び車両の借上げに関する事 6 緊急通行車両証明書に関する事 7 国、県への災害に係る要望、陳情に関する事 8 国、県からの災害関係資金に関する事 9 臨時バスの運行に関する事 10 町内会・自治会等との連絡調整等に関する事 11 対策に係る予算の編成及び執行管理に関する事 12 資金計画の作成に関する事 13 災害経費の出納に関する事 14 公務災害補償に関する事 15 復興計画の策定に関する事
	秘書広報班 【企画財政係】 【秘書係】	1 本部長及び副本部長の秘書及び特命に関する事 2 視察者、見舞者への対応に関する事 3 災害情報等の広報に関する事 4 電話・FAX・メールの受理、対応に関する事 5 災害広報紙の作成及び配布に関する事 6 避難所等への広報に関する事 7 各種報道機関との連絡調整に関する事 8 報道機関への要請に関する事 9 報道発表に関する事 10 災害時の記録撮影等、災害記録に関する事
まちづくり部 ◎まちづくり課長 ○農業委員会 事務局長	建設班 【建設係】 【地籍調査係】	1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関する事 2 災害応急措置に要する資機材等の調達に関する事 3 応急作業の業者委託に関する事 4 道路、河川、急傾斜地等の被害状況の調査、報告に関する事 5 道路、河川、急傾斜地等の応急復旧に関する事 6 道路、河川等の障害物の除去に関する事 7 災害時の道路通行制限に関する事 8 土木関係機関との連絡調整に関する事 9 災害危険区域の巡視及び応急措置に関する事 10 緊急輸送道路に関する事 11 管理施設の被害状況の調査、報告に関する事 12 管理施設の応急措置に関する事 13 管理施設の避難施設への供与に関する事 14 被災建築物・宅地の応急危険度判定に関する事

部	班	所掌事務
		15 倒壊家屋等の解体撤去に関すること 16 住宅等における障害物の除去に関すること 17 家屋の浸水に対する応急措置に関すること 18 応急仮設住宅の建設計画（用地交渉を含む）及び工事施工、維持管理に要すること 19 応急仮設住宅の入居及び退去に関すること 20 公営住宅等の斡旋に関すること 21 ヘリポートの開設に関すること
	水道班 【水道係】	1 災害応急措置に要する資機材等の調達に関すること 2 応急作業の業者委託に関すること 3 管理施設の被害状況の調査、報告に関すること 4 管理施設の応急修理及び復旧に関すること 5 応急給水に関すること 6 県水道局、東総広域水道企業団との連絡調整に関すること
	物資班 【農政係】 【産業振興係】 【農業委員会】 【給食センター】	1 ため池・農業用水路の氾濫等の警戒、二次被害防止に関すること 2 応急食料、物資の調達及び配送に関すること 3 生活必需品、その他日常応急物資の調達及び斡旋に関すること 4 炊出しに関すること 5 商工業及び農畜産業関係の被害状況の調査、報告に関すること 6 義援物資の受入れに関すること 7 帰宅困難者対策に関すること 8 災害による家畜伝染病の防疫に関すること 9 被災商工業者及び被災農家に対する金融対策に関すること 10 大規模集客施設の被害調査、情報提供及び支援に関すること
町民福祉部 ◎町民課長 ○健康福祉課長	避難班 【町民係】	1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること 2 来庁者の安全確保に関すること 3 避難所の開設・運営に関すること 4 避難者の誘導に関すること 5 避難者の収容及び輸送に関すること 6 被災者台帳の作成に関すること 7 安否情報の提供に関すること 8 外国人の安否確認、避難支援に関すること 9 外国人の安全確保と生活支援に関すること 10 防犯対策に関すること 11 災害相談に関すること 12 窓口対応に関すること 13 交通安全対策にかかわる連絡調整に関すること 14 応急仮設住宅における自治会等の設立及び運営支援に

部	班	所掌事務
		関すること
	福祉班 【福祉係】 【介護保険係】 【子育て支援係】 【地域包括支援センター】	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者の安否把握、避難支援に関すること 2 福祉関係施設の被害状況の調査、報告及び応急対策に関すること 3 要配慮者の安全確保と生活援助に関すること 4 要配慮者の生活必需品の調達及び配送に関すること 5 福祉避難所の設置、運営に関すること 6 ボランティアセンターの設置支援及び連絡調整に関すること 7 保育所、放課後児童クラブ等の園児及び児童の保護及び応急保育に関すること 8 要保護児童（被災による孤児、遺児等）に関すること 9 日赤等社会福祉団体への連絡に関すること 10 義援金、見舞金の受入れ、配分、保管、礼状に関すること
	救護班 【保健衛生係】 【国保東庄病院】 【訪問看護ステーション】	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急医療救護及び助産に関すること 2 救護所の設置に関すること 3 救護班の編成に関すること 4 人的被害（傷病者）の調査、報告に関すること 5 被災者の医療対策に関すること 6 救護に必要な医薬品、医療品及び資機材等の確保に関すること 7 医療関係機関の被害状況の調査、報告に関すること 8 医師会その他医療機関との連絡及び出動要請に関すること 9 被災者のこころのケアに関すること 10 防疫に関すること
	環境班 【生活環境係】 【国保年金係】	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理施設の被害状況の調査、報告及び応急対策に関すること 2 香取広域市町村圏事務組合との連絡調整に関すること 3 仮設トイレの確保に関すること 4 し尿の収集、処理に関すること 5 災害廃棄物の収集及び処理に関すること 6 ごみの収集及び処理に関すること 7 環境汚染等の対策に関すること 8 死体の検案・処理、収容及び安置に関すること 9 死者、行方不明者の調査、処理に関すること 10 死体の埋火葬申請に関すること 11 死亡動物の処理に関すること 12 放浪動物、ペットへの対応に関すること 13 放射線対策に関すること
	調査班 【賦課徴収係】 【固定資産税係】	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家及び土地の被害調査に関すること 2 り災台帳の作成に関すること 3 り災証明書の交付に関すること

部	班	所掌事務
		4 町税の減免等、災害時の税制措置に関する事 5 国保税の減免等、災害時の税制措置に関する事
教育部 ◎教育長 ○教育課長	教育班 【教育課】 【こども園、小学校、中学校】 【給食センター】	1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関する事 2 園児、児童・生徒の避難に関する事 3 教育関係施設の被害状況の調査、報告に関する事 4 教育関係機関との連絡調整に関する事 5 教育関係施設の応急修理及び復旧に関する事 6 災害時の応急教育に関する事 7 被災児童・生徒に対する学用品の支給に関する事 8 災害時の学校給食に関する事 9 社会教育諸団体への協力要請に関する事 10 文化財の被害状況の調査、報告及び応急対策に関する事 11 避難所の開設・運営への協力に関する事
消防部 ◎分署長 ○消防団長	消防班 【東庄分署】 【東庄町消防団】	1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関する事 2 災害情報の収集に関する事 3 火災等の警戒及び鎮圧に関する事 4 救助・救急に関する事 5 避難者の誘導に関する事 6 避難施設等への給水及び搬送に関する事 7 行方不明者の捜索に関する事 8 広域医療搬送に関する事 9 水防活動、危険物対策に関する事 10 火災調査に関する事
共通事項	各部各班	1 本部長の特命事項に関する事

(2) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要であると認めたときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部は、災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

現地本部の組織編成、所掌事務及び設置場所は次のとおりとする。

ア 組織編成

現地本部長及び現地本部員は、災害対策本部の副本部長、本部員、又はその他の職員のうちから本部長が指名する者とする。

イ 所掌事務

- (ア) 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析
- (イ) 現地における災害対策本部、各防災関係機関との連絡調整
- (ウ) 自衛隊の災害派遣について意見具申
- (エ) 本部長の指示による応急対策の推進
- (オ) その他緊急を要する応急対策の実施

ウ 設置場所

現地本部の設置場所は、災害現地付近の適当な場所又は建物とする。

(3) 災害対策本部の設置又は廃止とその基準

町長は、災害応急対策を推進するため、次の基準により状況を総合的に判断し、災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部を設置した後において、町の地域について災害の発生するおそれが消滅し、又は災害応急対策がおおむね完了したため、災害対策本部を設置しておく必要がないと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

ア 【震災対策等配備区分・基準】に該当する場合

イ その他、近隣市町等において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合など、本部長が必要と認めるとき。

(4) 災害対策本部設置又は廃止の通報及び発表

本部長（町長）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を知事及び近隣市町長に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

また、本部長（町長）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

【災害対策本部設置及び廃止の通知先】

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
知事 (香取地域振興事務所)	県防災行政無線、電話、地域衛星通信ネットワーク、Ｌアラート	総務課長
各出先機関 香取警察署（小見川幹部交番） 香取広域市町村圏事務組合消防本部 (東庄分署長) 近隣市町長	県防災行政無線、電話、地域衛星通信ネットワーク、Ｌアラート	各主管課長
庁内職員	庁内放送、電話、携帯電話のメール	総務課長
町防災会議委員	電話、ＦＡＸ	各主管課長
住民	防災行政無線、緊急速報メール、町ホームページ、東庄町防災メール、Ｌアラート、広報車	総務課長
報道機関	電話、ＦＡＸ	総務課長

(5) 各組織の連絡方法

ア 本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項は、本部事務局が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡する。

イ 各部及び各班で収集した情報又は、実施した対策等のうち、本部長あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて速やかに本部事務局に報告する。

ウ 上記イにより報告を受けた本部事務局は、速やかにこれを本部長に報告するとともに、本部連絡員を通じて各部及び各班に伝達する。

(6) 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は

本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請する。

(7) 災害対策本部の開設場所

災害対策本部は、原則として役場庁舎（2階防災対策室）に開設するが、被災等によりその機能が著しく低下し、維持できないときは、本部長（町長）又は、本部長の代理者が指定する場所（東庄町保健福祉総合センター・東庄ふれあいセンター等）に開設する。

(8) 標識

本部長は、災害対策本部を設置したときは、本部設置施設正面玄関に「東庄町災害対策本部」の標識を掲げる。

(9) 市町村間での応援体制

千葉県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づく応援要請があった場合、動員計画に基づき応援のための職員を確保する。

4 配備体制の区分・基準

配備区分に基づきあらかじめ各課で定めてある動員区分に従い、災害応急活動を実施する。なお、動員区分の適用は、被害の程度により弾力的に行う。

【震災対策等配備区分・基準】

区分		基準	決定者
本部設置前	注意配備	①気象庁により町内に震度3以下の地震が発表され、軽微な災害の発生が予想される時。 ②千葉県九十九里・外房に津波警報が発表されたとき。 ③南海トラフ地震に関連する情報（臨時）で「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった」と評価された場合	総務課長が決定
	警戒配備	①気象庁により町内に震度4以下の地震が発表され、災害の発生が予想される時。 ②千葉県九十九里・外房に大津波警報（特別警報）が発表されたとき。	
災害対策本部	第1配備	①気象庁により町内に震度5弱の地震が発表されたとき。又は、災害が発生したとき。	自動設置
	第2配備	①気象庁により町内に震度5強以上の地震が発表されたとき。 ②避難指示（緊急）の発令が検討される災害の発生が予想される時。	

【体制内容・動員区分】

区分		体制内容・処理事項	動員区分・担当課
本部設置前	注意配備	①総務課・まちづくり課職員で情報収集をする。 ②警戒配備に移行する際の招集連絡を確認する。	①総務課・まちづくり課のうち定められた職員 ②警戒配備担当課は常時連絡がとれる体制とする。
	警戒配備	①全ての課の所要人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行える体制をとる。 ②災害対策本部の設置に備える。	①以下の課のうち定められた職員 総務課、まちづくり課、健康福祉課、町民課、教育課
災害対策本部	第1配備	①災害応急対策に関係ある課の所要人員で、情報収集及び連絡活動並びに応急措置を実施する。 ②状況により第2配備に移行しうる体制とする。	①全ての課の定められた職員
	第2配備	①災害対策本部全員をもって対処する体制とし、職員は全員防災業務に従事する。	①災害対策本部全員による組織配置 ②職員全員登庁又は在庁して指示を待つ。

5 動員配備の方法

地震が発生し災害のおそれのあるときは、あらかじめ定められた震災時の職員の配備基準に基づき配備体制を決定し、職員の動員を行い、必要に応じ関係機関職員の出動を要請する。

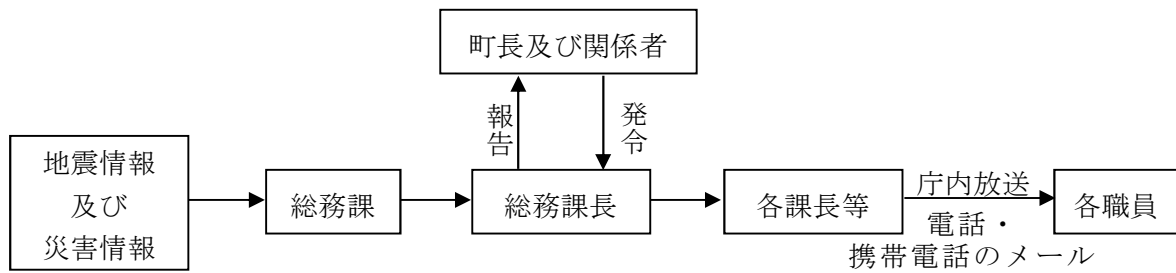
(1) 動員の伝達系統及び方法

(1) 平常勤務日の伝達及び系統 総務課長は、災害対策本部が設置された場合（初動体制の場合も同じ。）、本部長（町長）の指示に従い、各課長等に対し決定した配備体制を指令する。各課長等は、直ちに所属職員に連絡し、これを指揮して所掌事務又は業務を実施する体制を確立する。	
(2) 休日又は退庁後の参集基準	
震度3程度	総務課長は、注意配備体制の有無について検討し、必要な場合は、定められた職員の登庁を命ずる。なお連絡は電話・携帯電話のメール等により実施する。
震度4程度	総務課長、まちづくり課長等管理職全員及び定められた職員は、速やかに登庁し、警戒配備の有無について決定する。なお、連絡は電話・携帯電話のメール等により実施する。
震度5弱程度	第1配備体制要員は、登庁する。
震度5強以上	職員は、全員登庁する。

(2) 連絡の方法

災害対策本部の設置、配備体制の決定及び動員通知は、庁内放送、電話・携帯電話のメール等を併用し、最も迅速・確実な方法で行う。

【連絡系統図】



6 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

町は、災害の状況に応じ、災害対策本部会議に県職員、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

また、県において災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

7 県への応援要請

町は、大規模災害が発生し、被災状況の報告を行うことができなくなった場合には、県に職員の派遣を要請し、情報収集を行う。

8 災害救助法の適用手続き等

町は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施、又は知事が行う救助を補助する。

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、町における具体的適用基準は次のとおりである。

ア 住家が滅失した世帯の数が、本町の区域内において40世帯以上であること（法施行令第1条第1項第1号）。

イ 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、本町の区域内において20世帯以上であること（法施行令第1条第1項第2号）。

ウ 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること（法施行令第1条第1項第3号）。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること（法施行令第1条第1項第4号）。

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(イ) 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必

要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(3) 救助の実施機関

ア 知事は、災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

ウ 町長は、上記イにより町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。

(4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

【救助の実施と種類】

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3箇月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町設置～県(ただし、委任したときは町)
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～県・日赤県支部(ただし、委任したときは町)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～県・日赤県支部(ただし、委任したときは町)
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1箇月以内	町
学用品の給与	教科書等 1箇月以内 文房具等 15日以内	町
埋葬	10日以内	町
死体の搜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町・日赤県支部
障害物の除去	10日以内	町

※ 期間については、全て災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(5) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態とな

った世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のも

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のも

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

(イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取扱う。

(6) 災害救助法の適用手続き

ア 災害に対し、町における災害が、(2)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちにその旨を知事に報告する。

イ 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

ウ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

なお、災害救助法施行細則別表第一により救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第2節 情報収集・伝達体制

[全ての課・機関]

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模や予想される津波高等の情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。

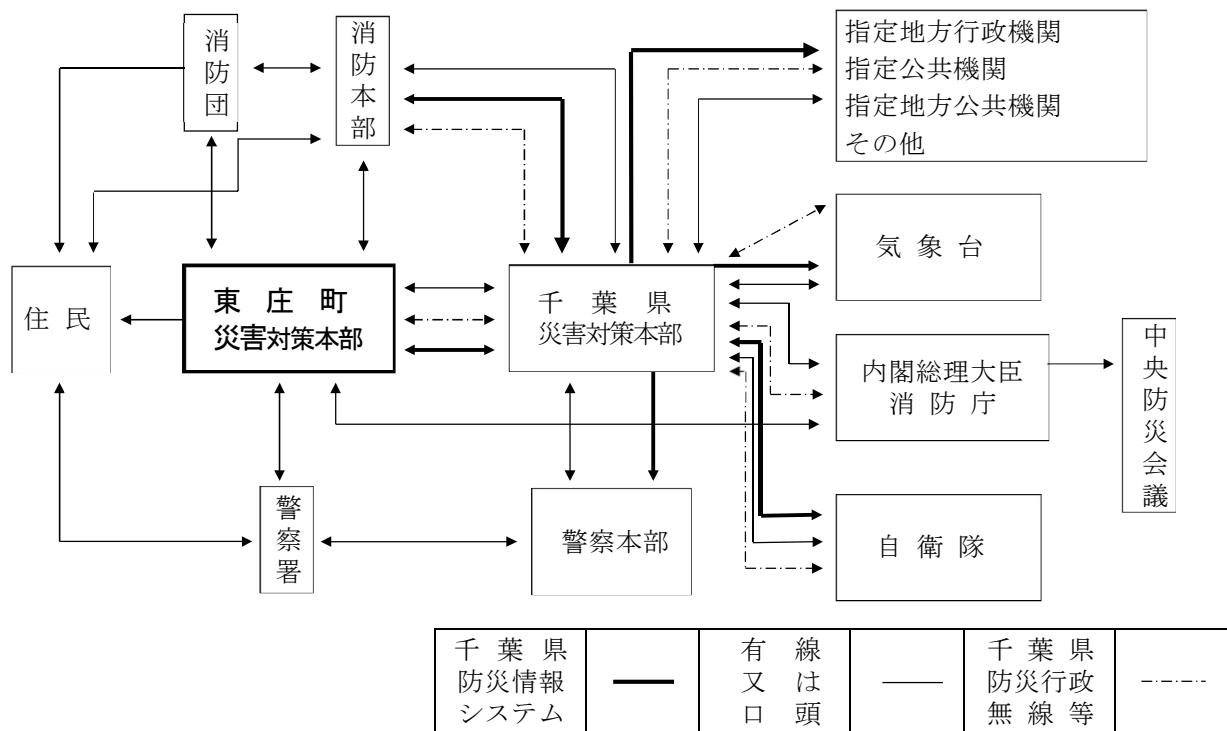
また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

1 通信体制

(1) 通信連絡系統図

震災時の情報連絡の流れは次のとおりである。

【通信連絡系統】



(2) 通信連絡手段

区分	方法
東庄町	<ol style="list-style-type: none"> 千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。 保有する同報無線等を中心に、各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話もしくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話㈱及び各施設管理者の協力を確保しておく。

区分	方法
消防本部	1 消防無線、消防電話等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(3) 災害時における町防災行政無線の取扱い

ア 災害時の防災関係機関との連絡

(ア) 東庄町防災行政無線

固定局(1w)、移動局(5w)：ぼうさいとうのしょう

(イ) 千葉県防災行政無線

地球局：LASCOM ちばけんちばスーパーバードかはんちきゅう V73

イ 住民等への広報

町防災行政無線の屋外受信拡声設備を活用するとともに、必要に応じ広報車、サイレン等を利用する。

(4) NTT「災害時優先電話」、「非常・緊急通話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、町は、あらかじめ東日本電信電話(株)に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておく。

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話(株)に依頼することとし、非常扱い電報(緊急扱い電報)である旨を告げる。

(5) 通信施設の使用不能の場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る(災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条)。

ア 県の無線通信施設(千葉県防災行政無線を除く)

イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設

(ア) 警察通信施設

(イ) 国土交通省関係通信施設

(ウ) 日本赤十字社通信施設

(エ) 東日本電信電話(株)通信施設

(オ) 東京電力グループ通信施設

(カ) 日本放送協会千葉放送局通信施設

(キ) 東京ガス(株)通信施設

ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

(6) 全ての通信施設が途絶した場合における措置

全ての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡する。

(7) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておく。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努める。

(8) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象用件

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- (キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。
- (ク) 遭難者救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの。
- (シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- (ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

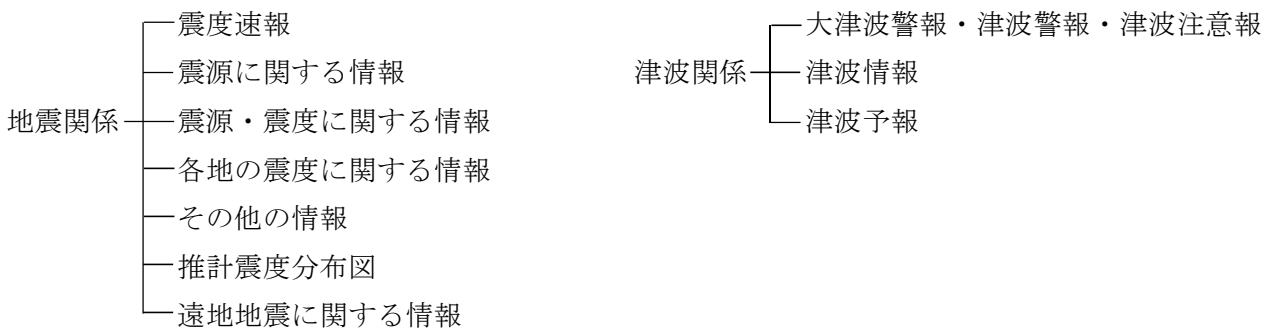
最寄りの無線局(国、県、警察及び民間等の無線局)に非常通報を持参して依頼すること。ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

2 地震に関する情報の収集・伝達

町は、町役場に設置された計測震度計から震度を確認するとともに、県防災情報システムや気象庁の発表する正確な地震情報をテレビ、ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政無線等により住民等に伝達する。

3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報

(1) 警報及び情報等の種類



(2) 情報等の発表

ア 地震情報

(ア) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報する。本町の地域名は、「千葉県東部」で発表される。

(イ) 震源に関する情報

震度3以上で発表する(津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。)

地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。

(ウ) 震源・震度に関する情報

以下のいずれかを満たした場合に発表する。

- a 震度3以上
- b 津波警報又は注意報発表時
- c 若干の海面変動が予想される場合
- d 緊急地震速報(警報)を発表した場合

地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

(エ) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)

を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

(オ) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(カ) 推計震度分布図

震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。

観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

(キ) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。

a マグニチュード7.0以上

b 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表する。

日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

イ 津波関係

(ア) 警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、津波警報（大津波、津波）又は津波注意報を発表する。

本町に影響を及ぼすと考えられる津波予報区は、「千葉県九十九里・外房」で発表される。

【津波警報、注意報の種類】

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

(イ) 津波情報

津波警報・注意報を公表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表する。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

(ウ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

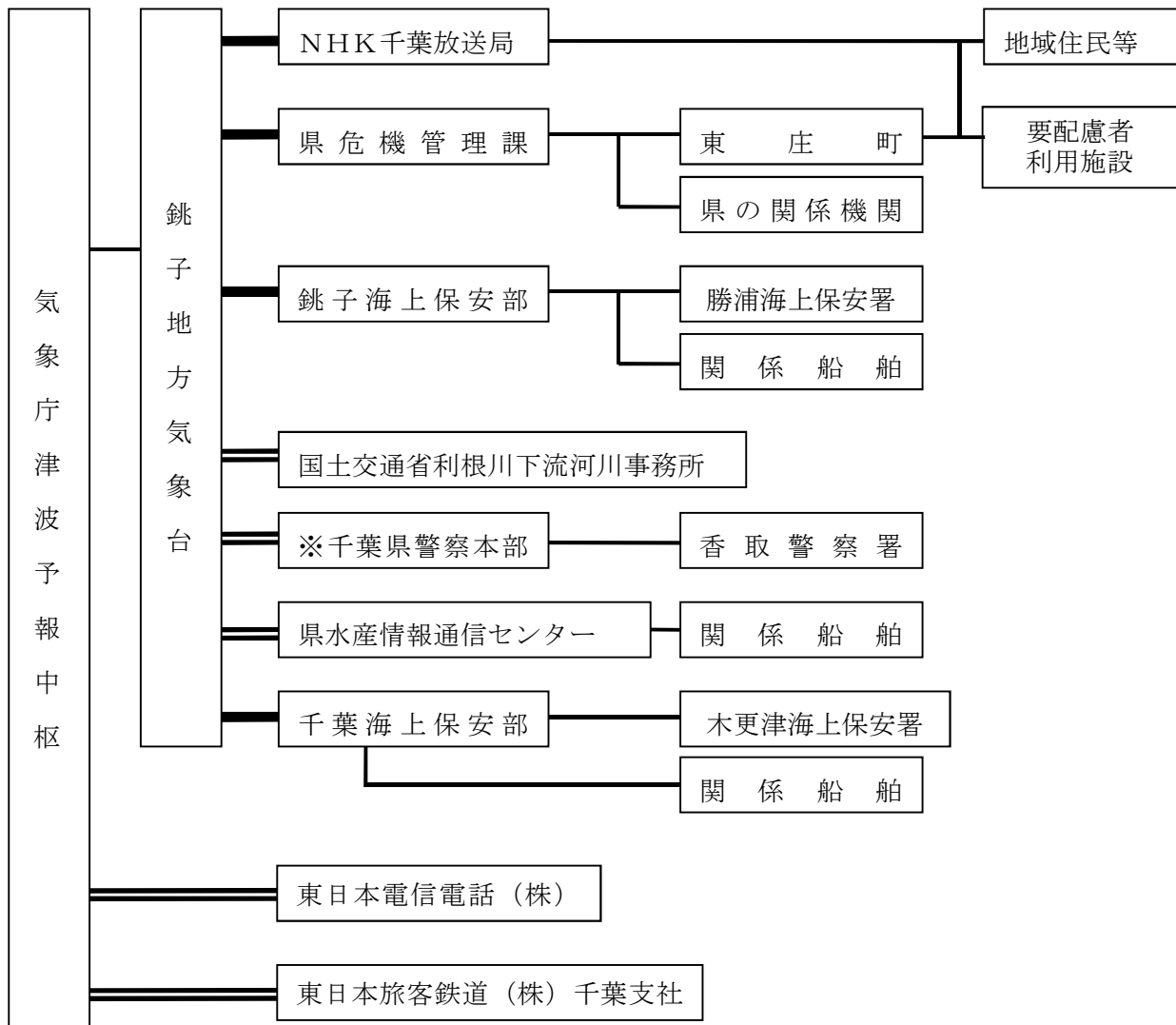
発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(3) 緊急時における気象官署の措置

通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急かつやむを得ないときは、銚子地方気象台は、地震・津波の観測結果、収集した資料及び海面状況その他に基づいて、地震、津波等の情報を独自に発表することがある。

(4) 受伝達系統等

【地震情報伝達系統図】（※津波予報等についても、この伝達系統図を準用する。）



※ 東日本電信電話(株)千葉支店については、東日本NWオペレーションセンター（ENC）経由で銚子地方気象台から伝達される。

※ 浸水想定区域内（洪水）・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の管理者等へは、電話、FAX、伝令等により伝達する。

—— 法令（気象業務法等）による通知

==== 行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- 3 ※気象業務支援センターを経由

4 関係機関における措置

区分	内容
東庄町	町は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話（株）から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に通報する。
千葉県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
警察署	1 津波注意報・警報の通報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて町長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて町長に伝達する。 2 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに町に通報する。
消防本部	消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。
国土地理院	国土地理院は、災害時に被災状況等を把握するため、地理空間情報及び地殻変動情報を提供する。
銚子地方気象台	銚子地方気象台は、津波（地震、津波関係情報）を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。
東日本電信電話(株)	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。
放送機関	気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。
その他防災機関	県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに所属機関に通報する。

5 被害情報等収集・報告

被害情報等の迅速かつ的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、町、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合、又は発生が予測される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

(1) 被害情報の収集・把握

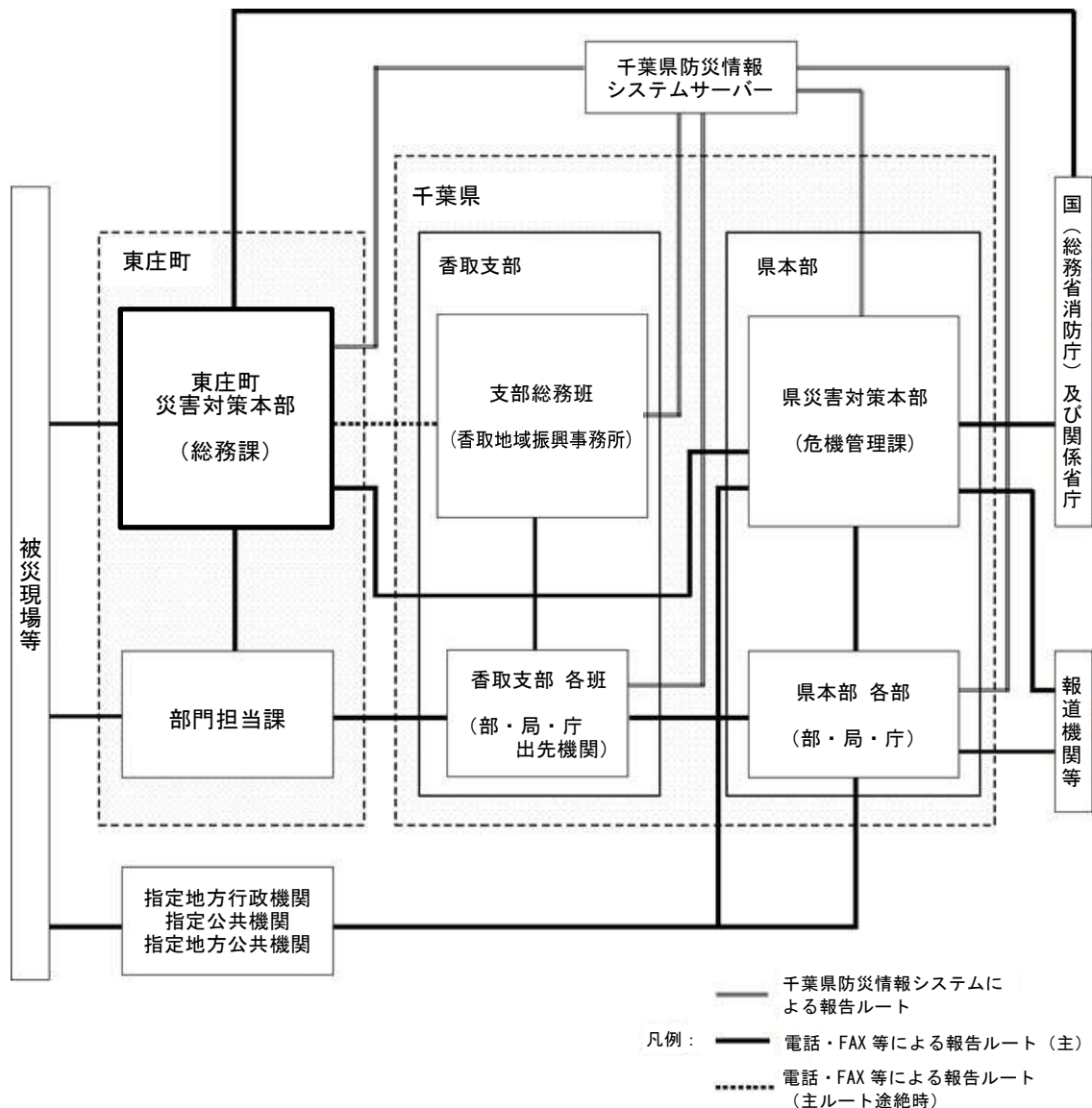
ア 情報の収集

災害の発生直後において、概括的被害情報、ライフラインの被害の範囲、医療機関における負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集し、記録・情報係において情報の集約を行う。

イ 県防災情報

県防災情報システムの活用県内各地の被害の発生及び応援要請の状況並びに県全域での被害規模等の情報を収集する。

【被害情報等の収集報告の流れ】



(2) 災害状況の通報及び被害状況報告

ア 国・県への報告

- (ア) 災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・FAX 又は防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。
- (イ) 県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。
- (ウ) 「震度5強」以上を記録した地震にあつては、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。また、同時多発火災等により消防本部に通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。
- (エ) 災害総括報告及び災害詳細報告は、「千葉県被害情報等報告要領」の所定の様式で、県防災情報システム及び文書により報告する。

イ 報告一覧種別等

町が県に行う被害情報報告の区分及び内容は次のとおりである。

報告の種類	調査時期	調査内容
災害緊急報告	災害発生の通報を受け、又は発見した場合直ちに調査する。	災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況（部分情報、未確認情報も可）を調査・報告する。
災害総括報告	災害発生後の状況の変化に伴い、随時に調査を詳細に行う。	災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動にしたがってできる限りその都度行う。
災害詳細報告	災害が終了しその被害が確定したとき調査する。	災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。

報告の種類	報告の内容	報告時間・方法等
災害緊急報告	①災害の原因 ②災害が発生した日時 ③災害が発生した場所又は地域 ④被害の状況 ⑤災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 ・主な応急措置の実施状況 ・その他必要事項 ⑥災害による住民等の避難の状況 ⑦災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑧その他必要な事項	①覚知後直ちに ②第1報の後、詳細が判明の都度直ちに [電話・FAX]
災害総括報告	定時報告 被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 ①被害情報 町内の人的被害、住家被害及びその他の施設等の全般的な被害状況(件数) ②措置情報 災害対策本部の設置、職員配備住民避難等の状況	①原則として、1日2回、9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで（電話・FAX及び端末入力）
	確定時報告 同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告 本報告は災害復旧の基礎となるものであるから、正確に記載すること。 ①被害情報 町の全般的な被害状況(件数) ②措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 ③被害総額情報 町内の施設被害総額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内（端末入力及び文書）

報告の種類	報告の内容	報告時間・方法等
年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで(端末入力及び文書)
災害詳細報告	災害総括報告で報告した被害情報の内容(日時、場所、原因等)及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで (電話・FAX及び端末入力)

※端末入力:千葉県防災情報システム端末に入力

ウ 報告先

各課が県に行く被害情報の報告先は、次に示す表のとおりであり、報告の際は、同時に総務課にも報告することとする。

被害情報の種類	報告主管課	報告先
公共土木施設等関係	まちづくり課	香取土木事務所
農林業施設等関係	まちづくり課	香取農業事務所、北部林業事務所
商工施設等関係	まちづくり課	商工労働部経済政策課
公立学校施設等関係	教育課	県教育庁企画管理部財務施設課
衛生関係	健康福祉課	香取健康福祉センター(香取保健所)
危険物施設等関係	総務課	防災危機管理部消防課
社会福祉施設関係	健康福祉課	香取健康福祉センター(香取保健所)
し尿、一般廃棄物処理施設関係	町民課	環境生活部廃棄物指導課
水道施設関係	まちづくり課	総合企画部水政課

(3) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 発災初期は、千葉県防災情報システムを利用し被害状況等の収集に当たるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像など被害規模を推定する概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

ウ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

エ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。

特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

オ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

カ り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

(4) 報告責任者の選任

町は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

区分	所掌事務	人数
総括責任者	町における被害情報等の報告を総括する。	1名
取扱責任者	町における部門ごとの被害情報等の報告事務を取扱う。	所掌事務等を勘案して定める。

(5) 千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(6) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

総務省消防庁	①消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話：120-90-49103（地上系） 048-500-90-49103（衛星系）（消防庁応急対策室） FAX：120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系）（消防庁応急対策室） ②一般加入電話 電話：03-5253-7527（消防庁応急対策室） FAX：03-5253-7537（消防庁応急対策室）
千葉県	①県防災行政無線 電話：500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系）（危機管理課） FAX：500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系）（危機管理課） ②一般加入電話 電話：043-223-2175（危機管理課） FAX：043-222-1127（危機管理課）
香取地域振興事務所	①県防災行政無線 電話：504-721・723 FAX：504-722

(7) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（危機管理課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

総務省消防庁	①消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話：120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系）（消防庁宿直室） FAX：120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系）（消防庁宿直室） ②一般加入電話 電話：03-5253-7777（消防庁宿直室） FAX：03-5253-7553（消防庁宿直室）
千葉県	①県防災行政無線 電話：500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系）（県防災行政無線統制室） FAX：500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系）（県防災行政無線統制室） ②一般加入電話 電話：043-223-2178（県防災行政無線統制室） FAX：043-222-5219（県防災行政無線統制室）

香取 地域振興 事務所	①県防災行政無線 電話：504-721・723 FAX：504-722 ②一般加入電話 電話：0478-54-1311 FAX：0478-52-5529
-------------------	---

6 災害時の広報

(1) 広報活動要領

町、県、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、人心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

(2) 広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

(ア) 人及び家屋関係

(イ) 公益事業関係

(ウ) 交通施設関係

(エ) 土木港湾施設関係

(オ) 農林水産関係

(カ) 商工業関係

(キ) 教育関係

(ク) その他

エ 応急対策活動に関する情報

(ア) 水防、警備、救助及び防疫活動

(イ) 通信、交通、土木等施設の応急対策活動

(ウ) その他一般住民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 町外で発生した震災に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

(3) 広報方法

総務課は、各課等から入手する被害状況、応急対策の実施状況、避難救助の状況等を把握し、広報資料の整備を図り、町等が保有する以下の媒体等を活用して広報を実施する。また、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請する。

ア 一般広報活動

(ア) 町防災行政無線、広報車等を活用した広報

(イ) 広報とうのしょう、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

(ウ) テレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

(エ) インターネット（町ホームページ、東庄町防災メールなど）を活用した広報

イ 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請

町が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第 57 条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討する。

【放送要請協定機関及び窓口】

機 関 名 ・ 窓 口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0396
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-7622	03-3287-7696

(4) 効果的な連絡方法

実施しているエリアメールや緊急速報メール、防災メールについては、その普及促進に努めるとともに、防災ポータルサイト、SNSなどの情報発信手段についても、その実施を検討していく。

第3節 地震・火災避難計画

〔総務課・町民課・健康福祉課〕

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体及び財産の安全の確保に努める。中でも避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

1 計画内容

災害に際し、危険地域の住民等を避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導体制を整えるものとする。

2 実施機関

(1) 避難の勧告又は指示

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携をとり実施する。

実施責任者	要件	根拠法
町長	災害全般	・災害対策基本法第60条
警察官	災害全般（ただし、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき又は町長から要求があったとき。）	・災害対策基本法第61条 ・警察官職務執行法第4条
知事	災害全般（ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。）	・災害対策基本法第60条
自衛官	〃（警察官がその場にはいない場合に限る。）	・自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員 水防管理者（町長）	洪水による氾濫からの避難の指示	・水防法第29条

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助する。なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

イ 町で対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3 避難の勧告又は指示等

(1) 地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、関係法令の規定に基づき、避難の勧告又は指示を行う。

ア 町長等の措置

町長は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行い指示等を行ったときは知事へ報告する。

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

イ 警察官等の措置

警察官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。

警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

エ 知事等の措置

知事等は地震に伴う津波の襲来等により、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。

(2) 避難の勧告又は指示の内容

町長等が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の勧告又は指示の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は防災行政無線、東庄町防災メール、町ホームページ、広報車等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て周知徹底を図る。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

イ 関係機関の相互連絡

町、県、県警察、自衛隊は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

(4) 避難勧告等の基準

避難勧告等は、次の状況が認められるときを基準として、災害発生の可能性を総合的に判断し、実施する。

【判断基準（地震・津波）】

種 別	判 断 基 準
避難指示 (緊急)	1 地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められる場合 2 がけ崩れ等で避難するとき、又はがけ崩れ等の地殻変動により避難するとき並びに付近の住民に生命の危険が認められる場合 3 地震による河川堤防の破損、地盤の緩みなどによって浸水害など、二次災害のおそれが高まっている場合 4 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められる場合 5 その他災害の状況により、町長（本部長）が必要と認める場合

※ 地震の発生は突発的であることから、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令する。ただし、地震による火災・津波や二次災害の発生の可能性があることを認識し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討する。

4 避難の誘導等

(1) 避難誘導の実施

ア 町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

イ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

エ 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

5 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

【警戒区域の設定権者及び要件・内容】

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
町長	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法 第 63 条
知事	・災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法 第 73 条
消防長 消防署長	・ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命、身体及び財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、もしくはその区域への出入を禁止し、もしくは制限することができる。	消防法 第 23 条の 2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ・消防長もしくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員もしくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長もしくは消防署長から要求があったとき。	消防法 第 23 条の 2
消防吏員 又は 消防団員	・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止しもしくは制限することができる。	消防法 第 28 条
水防団長 水防団員 消防機関に 属する者	・水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法 第 21 条
警察官	次の場合、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。 ・町長もしくは町長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第 63 条
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ・消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法 第 28 条
	・水防団長、水防団員もしくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法 第 21 条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・町長もしくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法 第 63 条

6 避難所の開設、運営

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し収容保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努める。

- (1) 町は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、宿泊施設等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には、特に注意する。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

- (2) 町は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成に当たっては、施設管理者と協議するものとする。

学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」によって行う。

- (3) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難住民自らが中心となって運営する方法を基本とし、町職員や施設管理者、ボランティアが支援を行う。

- (4) 町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮を行うとともに、女性相談窓口の設置に努めるものとする。

- (5) 町は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努める。

- (6) 町は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

- (7) 町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成に努める。

- (8) 町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

7 安否情報の提供

町及び県は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

第4節 津波避難計画

〔総務課・町民課・健康福祉課〕

津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。

千葉県では、平成26・27年度に「千葉県地震被害想定調査」を実施し、津波浸水域の予測や津波被害の予測を発表しているが、本町は「海域に接しておらず浸水が予測されない市町村(茂原市を除く)」に含まれるなど、海岸線を持つ市町村以外には被害想定がなされていない。

一方、本町には海岸線はないものの、利根川の河口から10km程度に町域を有しており、千葉県地震防災地図(平成28年度作成)の津波浸水予測図(大津波警報:10m、防潮施設なし・水門開放)においては、利根川沿いで浸水が予測されていることなどから、川を遡上して被害をもたらした東日本大震災の被災状況を鑑みると、本町域に被害が発生することも想定されるため、大津波警報等が発表された場合には必要な措置を講ずる。

なお、避難所の開設及び避難勧告等の基準等については、「第3節 地震・火災避難計画」によるものとする。

1 津波対策

(1) 津波情報の入手

津波情報の入手は、「第2節 情報収集・伝達体制」によるものとする。

(2) 津波災害に対する応急活動体制

津波災害に対する応急活動体制は、「第1節 災害対策本部活動」によるものとする。

(3) 住民への広報等

津波災害に対する住民への広報等は、「第2節 情報収集・伝達体制」によるものとする。

(4) その他

河川管理者と連携して、河川、用排水路の状況を把握し、水門の閉鎖等必要な措置を講じる。

2 津波からの避難

(1) 基本的な考え

県の実施している被害想定では、本町域における被害想定はなされていないが、海岸に近い区域という特性から、住民全てが津波からの避難について知識を有していることが重要である。

津波からの避難は、強い揺れや長い揺れを感じた場合、自らの判断で迅速に避難することが基本である。また、自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを理解し、共に声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となり避難することが重要である。

【津波警報・注意報と避難のポイント】

- ・震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始しましょう。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をしましょう。
- ・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報・注意報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

出典：気象庁ホームページ

(2) 避難場所の周知・理解

避難場所については、事前に、津波に耐えうる堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の位置を把握しておくとともに、一時的な避難場所となる「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」と、学校や公民館などの「避難生活を送るために避難する場所」とを、津波発生時に住民等が間違わないよう両者の違いについて周知徹底を図るものとする。

(3) 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を、警察と調整の上、あらかじめ検討するものとする。

(4) 住民に求められる津波からの避難等

ア 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちにテレビ・ラジオ等から津波に関する情報を入手すること。

また、揺れを感じなくても、大津波警報等が発表されたときは、直ちに堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の2階以上に避難すること。

イ テレビ・ラジオ等の情報や町からの広報などから、高い津波の襲来が予想される場合には、迷うことなくさらに高い場所へ避難すること。

ウ 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが地域における率先避難者となるよう努めること。

エ できるだけ正しい情報を、エリアメールや緊急速報メール、東庄町防災情報メール、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等を通じて入手すること。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報等が解除されるまで気をゆるめないこと。

第5節 要配慮者等の安全確保対策

〔健康福祉課〕

地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、町が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 避難誘導等

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿等に基づく避難支援のための個別計画等により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。

オ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

(2) 避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、避難行動要支援者の全体計画等に基づき、町が定める。

(3) 緊急入所等

町は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

2 避難所の開設、要配慮者への対応

(1) 避難所の開設は、「第3節 地震・火災避難計画」による。

町及び県は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努める。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

(2) 外国人に対する対応

町は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、また語学ボランティアの派遣を要請するなど、外国人に対応した避難所運営に努める。

3 福祉避難所の設置

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を収容するため、社会福祉施設等を福祉避難所に指定し、発災後は速やかに福祉避難所を設置する。

(1) 福祉避難所の設置は、町長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助する。

なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

(2) 町のみでは対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送

町は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

町は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。町や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかけることを検討する。

5 被災した要配慮者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していく。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、町及び県は災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

(1) 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

(2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

〔総務課・東庄分署・東庄町消防団・健康福祉課・国保東庄病院〕

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、町は関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

1 消防活動

(1) 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

また、大地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合、消防本部は「消防地震対策本部」等を設置し、消防長が本部長となり、災害応急活動の全般を指揮統括する。

(2) 活動方針

震災時には、住民の生命、身体及び財産の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行するものとする。

(3) 活動の基本

ア 常備消防

(ア) 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。

(イ) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

(ウ) 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行う。

(エ) 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たる。

(オ) 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要

な消防活動を優先する。

イ 消防団

(ア) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

(イ) 消火活動

常備消防の出動不能もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行う。

(ウ) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

(エ) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(4) 消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、町長及び消防長は、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」の定めにより、迅速な消防相互応援を実施する。

2 救助・救急

(1) 救助・救急活動

町は消防本部、警察署、医師会及び病院等の医療機関と密接な連携を図り、迅速・的確な救助・救急活動に当たる。

関係機関	項目	活動内容
消防本部	救助・救急活動	<p>① 活動の原則</p> <p>救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。</p> <p>② 出動の原則</p> <p>救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。</p> <p>ア) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>イ) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>ウ) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p> <p>エ) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p>

関係機関	項目	活動内容
消防本部	救急搬送	① 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、町、消防本部、県等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 ② 救護所等からの後方医療施設への移送は、他機関との協力体制のもとで行う。
	傷病者多数発生時の活動	① 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し救助隊、東庄町救急応急手当員等と密接な連携を図り、救護活動を行う。 ② 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。
県警察		① 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校等多数の集合する場所等を重点に行う。 ② 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。

(2) 住民及び自主防災組織による救助・救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行う関係機関へ協力するよう努める。

(3) 救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3 水防活動

地震水害等の発生に対する水防活動については、「東庄町水防計画」に基づき実施する。

4 危険物等の対策

(1) 高圧ガス等の保管施設の応急措置

【機関別対応措置】

機関名	対応措置
東庄町及び千葉県	①高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 ②関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 ③連絡通報体制の早期確立を図る。

機 関 名	対 応 措 置
消防本部	①必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 ②関係機関との情報連絡を行う。
ガス事業所	①ガスホルダーの受入れ、送出の停止又は調整を行う。 ②地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 ③ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

町、県及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

5 危険物等輸送車両の応急対策

町、県及び消防本部は、危険物等輸送車両の応急対策として、次に掲げる措置を講じる。

【機関別対応措置】

機 関 名	対 応 措 置
消防本部	①事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ②必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 ③危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
県警察	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。

6 医療救護

(1) 関係者とその役割

ア 住民

- (ア) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- (イ) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- (ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 町

- (ア) 医療救護は、関係機関の協力を得て救護班を編成し、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- (イ) 町のみでは対応不可能な場合は、(一社)香取郡市医師会、日本赤十字社千葉県支部地区・分区長の救護隊の出動を要請し、近隣市町、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。
- (ウ) 町長は、必要に応じて救護班に出動を命じ、香取郡市医師会長、香取匠瑤歯科医師会長、日赤千葉県支部長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

ウ 医療機関

- (ア) 発災時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。
- (イ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- (ウ) 発災時には、(ア)に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、町、県、関係機関等と連携して活動する。

エ 関係団体

- (ア) 町、県及び地域における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。
- (イ) 各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。
また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。
- (ウ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- (エ) 発災時には、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、町、県、関係機関等と連携して活動する。

(2) 発災時の活動

ア 指揮と調整

- (ア) 町は救護班を中心に、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。
- (イ) 町長は、必要に応じて、県の合同救護本部に支援や調整を求める。

イ 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

- (ア) 災害に起因する負傷者
- (イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者
- (ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
- (エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ 情報の収集と提供

町及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、

以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- (ア) 傷病者等の発生状況
- (イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (ウ) 避難所及び救護所の設置状況
- (エ) 医薬品及び資器材の需給状況
- (オ) 医療施設、救護所等への交通状況
- (カ) その他医療救護活動に資する事項

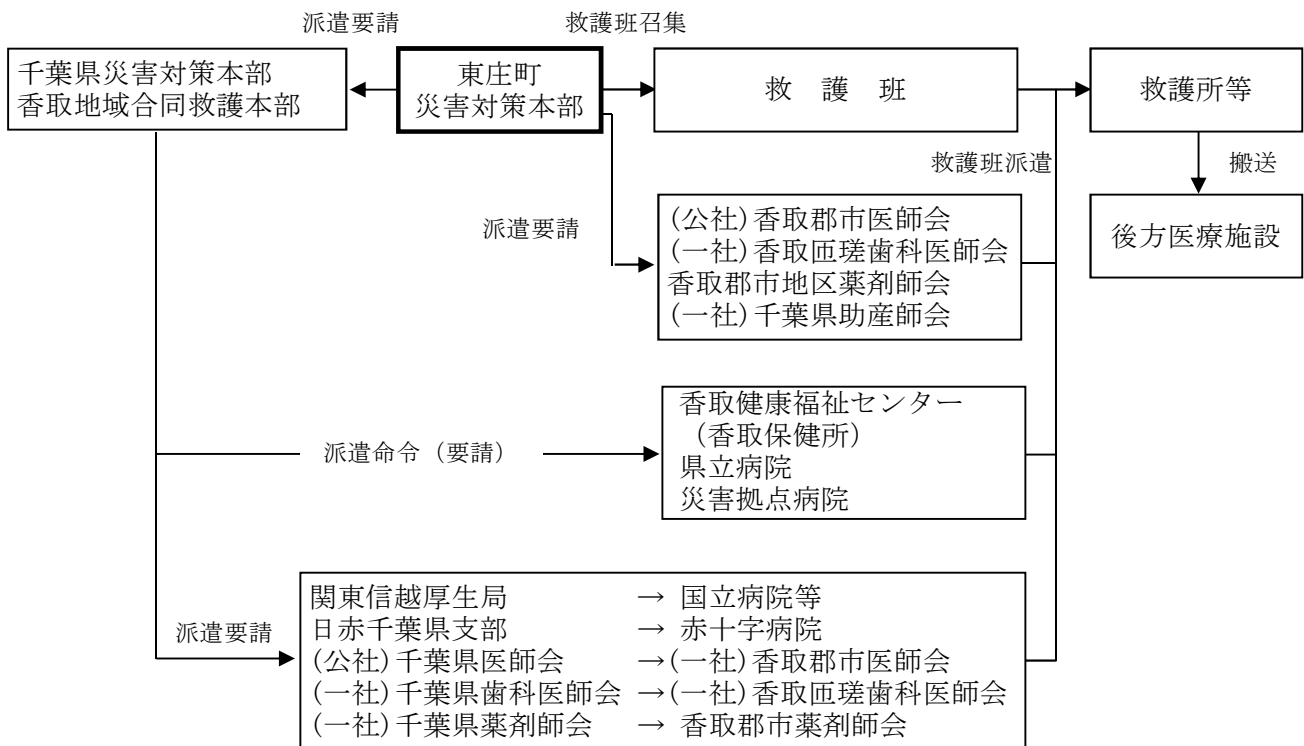
エ 医療救護活動の実施

- (ア) 町及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。
- (イ) 町長は、町の医療救護に関する計画に基づき、救護班と連携し、救護所の設置等、医療救護活動を行う。
- (ウ) 救護班の業務内容
 - a 傷病者に対する応急処置
 - b 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
 - c 軽症患者等に対する医療
 - d 避難所等での医療
 - e 助産救護

(エ) 救護所の設置

救護所は町が設置し、救護班は救護所において医療救護活動を実施する。なお、やむを得ない事情があるときは、病院又は診療所において医療救護を実施する。

【医療救護活動の流れ】



オ 医療機関の役割分担と患者受入れ先の確保

- (ア) 傷病者等の受入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受入れ先をあらかじめ各地域で検討し、発災時の速やかな受入れに努める。
- (イ) 災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受入れる。
- (ウ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、町の救護班又は県の合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた町の救護班又は県の合同救護本部は搬送先の確保に努める。
- (エ) 搬送先の確保を要請された町の救護班又は県の合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

- (ア) 町は、傷病者等を救護所又は医療機関へ搬送することに努める。
- (イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。
- (ウ) 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を町長又は知事に要請する。
- (エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から救護所へは町が、救護所から医療機関へは町及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。
- (オ) 住民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ 応援要請

町長は、必要に応じて、香取郡市医師会等の関係団体の長に救護班の出動を要請するほか、近隣市町、県、国、その他の関係機関に救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

ク 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

発災時における医薬品等の確保については、原則として以下のとおりとする。

- (ア) 町は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて救護所等に提供する。救護所等で使用する医薬品等が不足した場合は、県の合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。
- (イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、県の合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。

ケ 血液製剤の確保

血液製剤が不足した医療機関は日本赤十字社千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。

コ 地域医療体制への支援

町又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、町の救護班又は県の合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

(3) 災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、町長はこれを補助する。

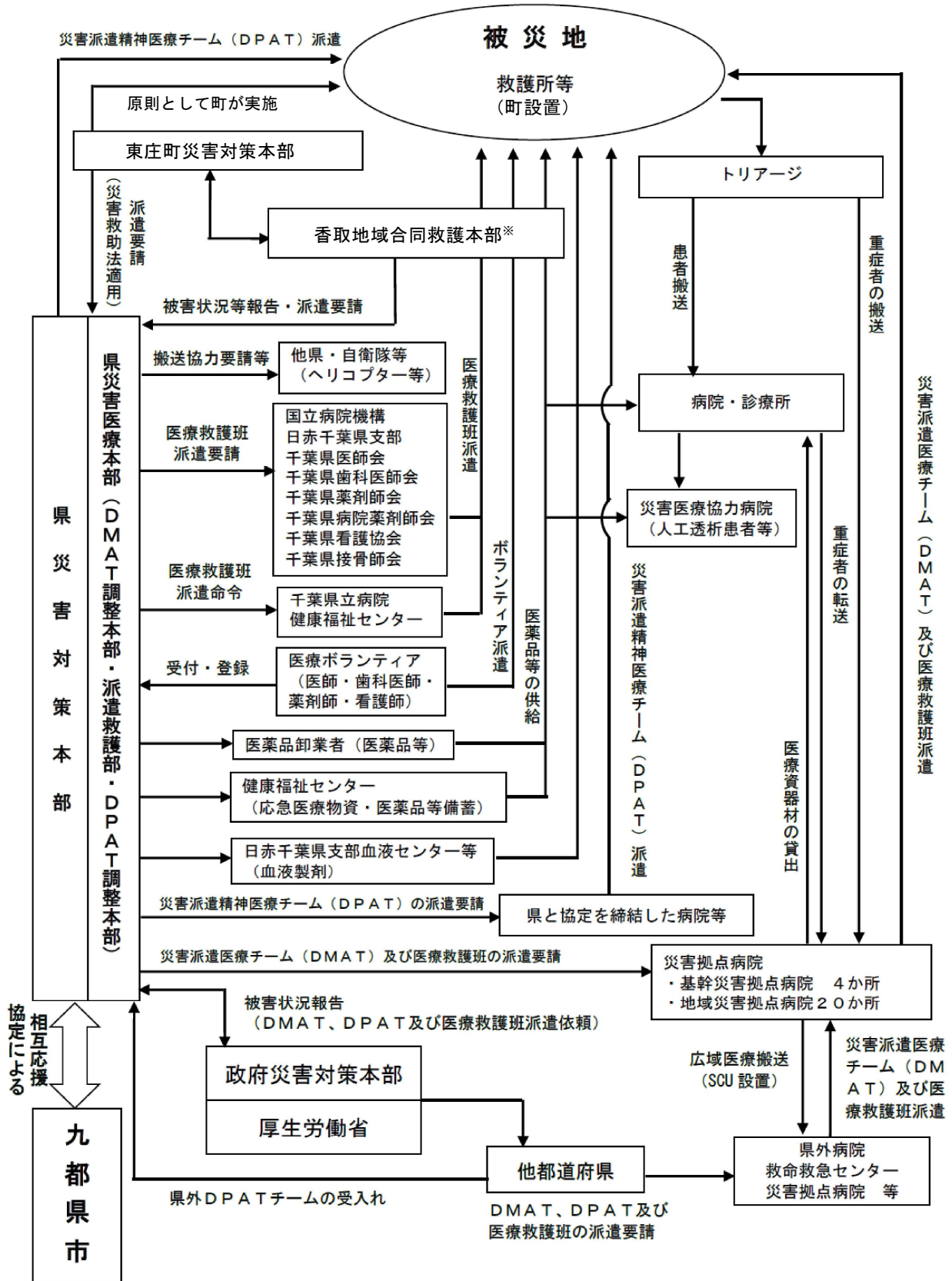
なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

(4) 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、救助・救援活動に当たる職員等の惨事ストレスへの理解とその対応に努める。なお消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

【医療救護活動の体系図】

医療救護活動の体系図



※香取健康福祉センター（香取保健所）所管区域単位で設置する合同救護本部

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

[総務課・まちづくり課]

発災時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため住民の生命、身体及び財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 災害警備計画

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たるものとする。

2 交通規制計画（警察本部）

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

交通規制実施者	内 容	根拠法
道路管理者	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合	道路法第46条
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認める場合	道路交通法第4条
	災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認める場合	災害対策基本法第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認める場合	道路交通法第5条又は第114条の3
警察官	道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ない場合	道路交通法第6条又は第75条の3
自衛官及び消防職員	警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の職務の執行について行うことができる。	災害対策基本法第76条の3及び4

3 交通規制の指針

- (1) 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害応急対策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- (2) 交通規制の対象となる道路は、主として「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。
- (3) 緊急交通路を確保するため、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。
- (4) 交通規制を実施するときは、道路交通法もしくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。

- (5) 町管理道路において、車両の通行を禁止もしくは制限しようとするときは、警察機関と相互に緊密な連絡を保ち、規制の対象、区間、期間及び理由を警察機関へ、警察機関にあっては町へ通知する。
- (6) 交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等、一般交通にできる限り支障のないよう努める。
- (7) 規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに県、道路情報センター及び報道機関を通じて周知徹底する。

4 緊急輸送の実施

災害時における被災者の避難、及び援助物資並びに応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

(1) 輸送対象

ア 被災者の輸送

町長が、町内の関係機関へ協力を要請して行う。

イ 災害応急対策及び災害救助の実施において必要な要員及び物資の輸送

災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。

(2) 輸送に当たっての配慮事項

緊急輸送の実施に当たっては、下記に配慮する。

ア 人命の安全

イ 被害の拡大防止

ウ 災害応急対策の円滑な実施

(3) 緊急輸送手段

ア 町所有の車両及びかとり農業協同組合、消防署、自動車輸送業者等からの借上げを原則とする。調達順位は以下のとおり。

(ア) 公共機関所有車両

(イ) 営業用車両

(ウ) 一般自家用車両

イ 車両が不足するときは、県を通じ、千葉県トラック協会に対し、応援要請をする。

(4) 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

ア 緊急輸送道路の確保

最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。なお、県の緊急輸送ネットワークにおける本町の緊急輸送道路は、1次路線として国道356号、2次路線として県道旭笹川線、県道小見川海上線、県道下総橋停車場東城線が指定されている。

イ 輸送拠点等の確保

輸送拠点として定めている施設（町民体育館）の被害状況を把握する。また、指定した輸送拠点が確保できない場合は代替地を確保する。

ウ 関係機関及び住民等への周知

緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び住民等へ周知する。

5 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認

- ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求められることができる。
- イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。
- ウ 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

- ア 町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、あらかじめ公安委員会に対し緊急通行車両の審査を受けておく。
- イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を交付する。
- ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、高速道路交通警察隊本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記（1）アの確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して前記（1）イの標章及び確認証明書が交付される。

6 規制除外車両の確認等

(1) 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外を受けることができる。

(2) 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記5（1）が準用される。

(3) 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

については、規制除外車両の事前届出制度の対象となる。事前届出・確認は、前記5（2）が準用される。

7 震災発生時における運転手のとるべき措置

震災発生時における運転手のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。

- ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。
- イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。
- ウ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する

など通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。

ア 車両を道路外の場所に置くこと。

イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。

ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

8 道路啓開

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じる。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知する。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

イ 運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる（沿道での車両保管場所の確保）。

(3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

町長は、特に必要があると判断される場合は、道路管理者である県、国に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な措置をとることを要請する。

第8節 救援物資供給活動

[まちづくり課・町民課・健康福祉課・給食センター]

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

1 給水計画

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民に対して、配水場における拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

(1) 実施機関

ア 飲料水の供給は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

イ 町長は、町のみでは対応不可能な場合は、近接市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県、東総広域水道企業団は、町が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

(2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少1人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

(3) 飲料水の供給

ア 支給対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

イ 飲料水給水の方法

給水タンク、ポリ容器等での運搬給水を行う。なお、可能な場合は、新堀配水場及び小南配水場での拠点給水等を検討する。

ウ 要配慮者への優先的給水

町は、応急給水の実施に当たり、要配慮者の優先的給水に努める。

(4) 補給水利及び応急給水用資機材の確保

ア 補給水源の確保

新堀配水場及び小南配水場

イ 緊急遮断弁の作動

各配水場の緊急遮断弁により、貯留水の異常流出防止及び確保を図る。

ウ 応急給水用資機材の確保

東総広域水道企業団と町の給水タンク、給水容器、車両等を確保し、給水に当たる。その他、災害の状況に応じて、香取広域市町村圏事務組合所有のタンク車及び自衛隊の備蓄機材を随時利用要請する。

(5) 水道施設の応急復旧

災害時は各施設とも被害を受けることが予想されるので、速やかに応急復旧を行う。なお、町長は、町のみでは対応不能な場合は、指定給水装置工事事業者及び建設業者の応援を求めるとともに「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき応援を得て、応急復旧を行う。

2 食料供給計画

災害により食糧の配給販売機関等が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者に対し応急的な炊出しを行い、又は住家に被害を受けたため一時縁故先等へ避難する者に対し、必要な食糧を支給することにより、一時的に被災者の食生活を保護する。

(1) 実施機関

ア 食料の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

イ 町長は、町のみでは対応不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 炊出しその他による食品の供給

ア 支給対象者

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家に被害を受けて炊事のできない者

(ウ) 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する必要がある者

(エ) その他町長が必要と認めた者

イ 炊出しその他による食品給与の方法

(ア) 炊出しその他による食品の供給は、米穀、乾パン、乾燥米飯又は一般食糧品店等から購入した弁当、パン等により行う。

(イ) 炊出し供給のための副食品等は関係業者等から調達する。

(ウ) 高齢者向け、並びにアレルギー等への配慮が必要な者向けの数量を合わせて把握するよう配慮する。

ウ 米穀の調達

(ア) 町長は小売業者から直接購入する。

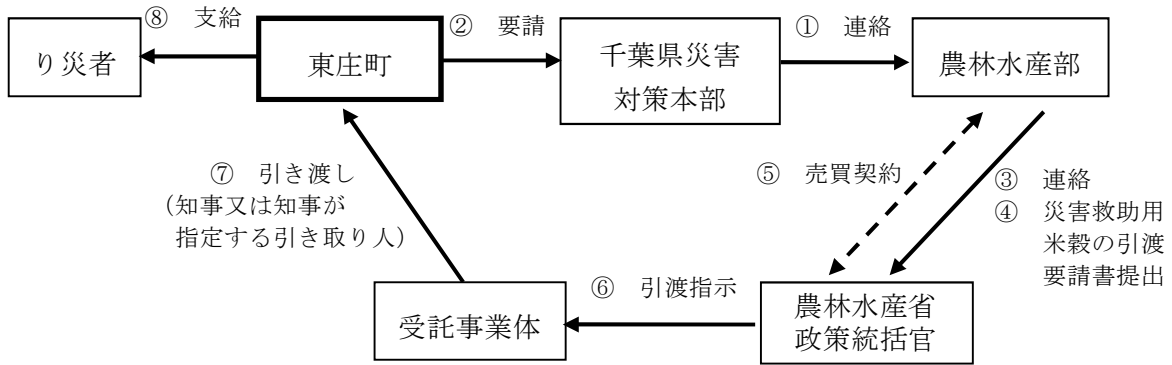
(イ) 政府米の調達は、町長が、必要とする米穀の数量を知事に要請し、災害応急用米穀数量等通知書により関東農政局千葉県拠点卸売業者に対して売却を要請する。

(ウ) 災害が広範囲にわたり、調達量が多いときは、知事（農林水産部）が直接売却を受けて、農林水産省指定倉庫から調達する。

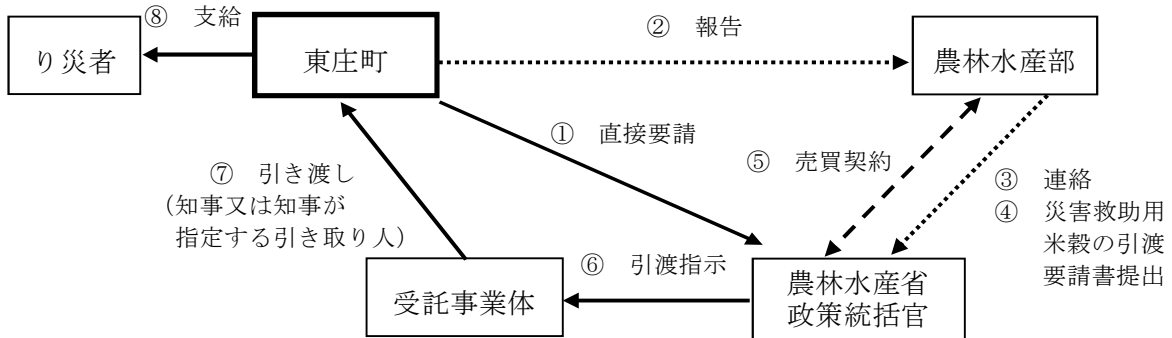
(エ) 災害救助法が適用された場合は、県地域防災計画に定めるところによる。

【食料の受渡し系統図】

【Ⅰ 町からの要請を受け、県が要請する場合】



【Ⅱ 町が直接要請した場合】



(3) 給食基準

ア 炊出し責任者

町民福祉部が原材料の調達管理、衛生管理に当たる。

イ 炊出しの場所及び輸送

炊出しは学校給食センターを拠点とし実施する。また、状況により公民館、ふれあいセンター等も利用する。なお、炊出しに当たっては、衛生上の注意を十分払う。

ウ 協力団体

炊出しの実施は、日本赤十字社奉仕団、ボランティア団体等による協力を得て行う。

エ 炊出し物資の確保

応急配給による主食糧の確保のほか、副食、調味料、燃料その他炊出しに必要な物資等は、町内の関係機関、生産者、販売業者等へ協力を要請し、優先提供により確保する。確保できないときは、近隣市町又は県に確保、輸送あるいは斡旋を要請する。

オ 要配慮者への優先的給食

町は、炊出しの実施に当たり、要配慮者の優先的給食に努める。

3 衣料・生活必需品等供給計画

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度

の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(1) 実施機関

ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

イ 町長は、町のみでは対応不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 衣料・生活必需品の供給又は貸与

ア 支給対象者

(ア) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった者を含む。）等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(イ) その他町長が必要と認めた者

イ 給与又は貸与品目

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事器具、食器、日用品及び光熱材料とする。

ウ 衣料・生活必需品の供給又は貸与の方法

救援物資購入（配分）計画を作成し、この計画に基づきそれぞれの世帯の構成員に応じて配分する。

エ 物資の調達

救助物資は、町内の販売業者等へ協力を要請し、優先提供により確保する。確保できないときは、近隣市町又は県に確保、輸送あるいは斡旋を要請する。

オ 要配慮者への優先的供給

町は、衣料・生活必需品の供給又は貸与の実施に当たり、要配慮者の優先的供給又は貸与に努める。

4 企業等との協定

(1) 燃料

町は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、燃料取扱事業者と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所の指定に努める。

(2) 食料、生活必需品等

町においては、食料、生活必需品等の備蓄を進めているが、これらをさらに整備し、必要量を検討し備蓄に努めるとともに、販売業者と十分協議し、その協力を得て、災害時における引渡しに関する協定を締結し、被災者等に供給できる体制を整備する。

第9節 広域応援の要請及び県外支援

[総務課・まちづくり課]

大規模な地震時には、被害が拡大し、各防災関係機関が単独で対応することが困難な事態が想定される。

このため、町及び各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

1 国・県に対する応援要請

(1) 国に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 県に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、県職員の派遣や必要物資の提供等の応援を要請する。

(3) 県による応急措置の代行

県は、県内で災害が発生した場合において、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、災害対策基本法第73条により応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、全部又は一部を、町に代わって行うものとする。

2 市町村間の相互応援

(1) 県内市町村との相互応援

ア 災害が発生し緊急に応援する必要がある場合、近隣市町に対し応援要請を行う。

イ 災害がさらに拡大した場合、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき他市町村に対して応援を要請し、県は県内市町村の相互応援を調整する。また、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

ウ 町長は、被災市町村から応援要請又は知事からの要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

エ 応援の種類

(ア) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(ウ) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供

(エ) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

(オ) 被災者の一時収容のための施設の提供

(カ) 被災傷病者の受入れ

(キ) 遺体の火葬のための施設の提供

(ク) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供

(ケ) ボランティアの受付及び活動調整

(コ) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

オ 要請手続き

町長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請し、後日速やかに要請文書を提出する。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 応援の種類
- (ウ) 応援の具体的な内容及び必要量
- (エ) 応援を希望する期間
- (オ) 応援場所及び応援場所への経路
- (カ) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(2) 地域間交流による相互応援

大規模災害時において、地域間交流のある県外市町村との協定に基づき応援・受援を行う。

なお、経費の負担は協定に定めるところによる。

3 町の受援計画

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努める。

4 消防機関の応援

消防本部は、大規模災害及び特殊災害等の発生により、持てる消防力では災害の防御が困難な場合には、「千葉県広域消防相互応援協定書」・「香取広域市町村圏事務組合と鹿島南部地区消防事務組合との消防相互応援協定書」に基づき応援の要請を行う。

5 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援

町長は、町の管理する公共施設に係わる応急措置を実施するため必要があると認めるときには、関東地方整備局及び1都8県5政令市の間で締結した「災害時相互協力に関する申合せ」に基づき、県を通じて応援要請を行う。

6 水道事業体等の相互応援

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県の調整の下に他の事業体に応援要請を行う。

7 資料の提供及び交換

- (1) 町及び防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。
- (2) 町長は、災害応急対策に必要な職員の応援・受援措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

8 経費の負担

国、県、他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による(災害対策基本法施行令第18条)。

9 民間団体等との協定等の締結

町は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、既に協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

10 広域避難

町は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行うよう努める。

(1) 町外への広域避難者への支援

ア 広域避難の調整手続き等

(ア) 県内市町村間における広域避難者

町域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、被災者の受入れについて、他の市町村長に協議する。

また、必要に応じ、県に対し広域避難の受入れ先市町村の選定や紹介、被災者の運送等の支援等を要請する。

(イ) 県域を越える広域避難

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県に対し受入れ先市町村の選定や紹介、被災者の運送等の支援等を要請する。

イ 被災者への情報提供等

町は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、広域避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

また、所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

(2) 町内への広域避難者への支援

ア 広域避難の調整手続き等

(ア) 県内市町村間における広域避難者の受入れ

他市町村から、被災者の受入れについて協議を受けたときは、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

また、必要に応じ、県に対し広域避難の受入れについての支援等を要請する。

(イ) 都道府県域を越える広域避難の受入れ

県より他の都道府県からの広域避難者の受入れ協議を受けたときは、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者の受入れに努めるものとする。

また、県に対し広域避難の受入れについての支援等を要請する。

イ 避難者情報の提供

町は、広域避難者から、町内における避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を県を通じて避難前の都道府県や市町村へ提供し、広域避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

ウ 住宅等の滞在施設の提供

町は、広域避難者に対し、公共施設、公営住宅、民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

〔総務課〕

大規模な地震等の災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、町長は知事に対し、災害派遣要請の要求を行う。

1 災害派遣の方法

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、町長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

町長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により知事との連絡が不能で、町長が自衛隊へ通報し、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。町長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

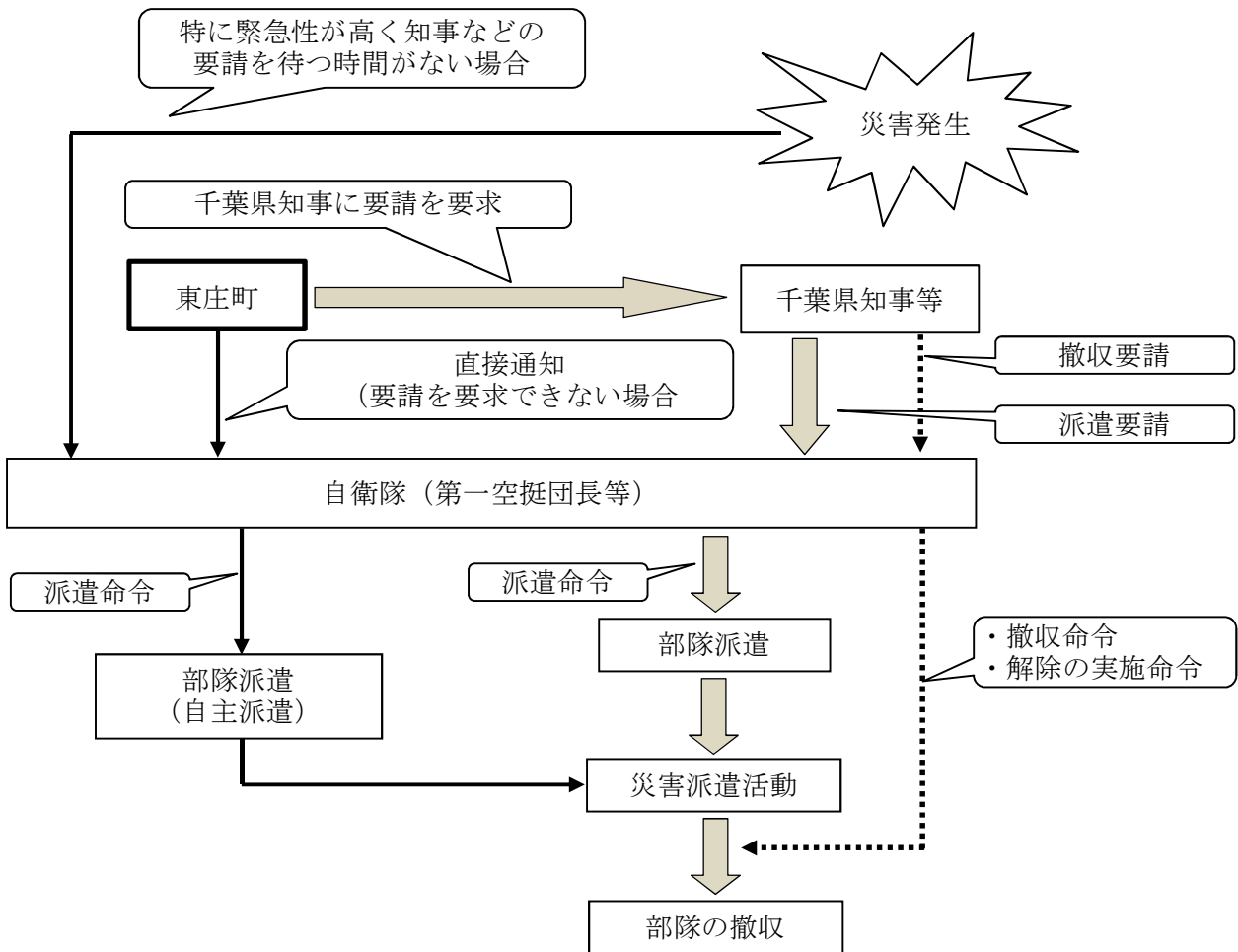
イ 災害に際し、通信の途絶等により知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。

【要請から派遣、撤収までの流れ】



2 知事への災害派遣の要請の要求

- (1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として町長が行う。
- (2) 町長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。
ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。
 - ア 提出（連絡）先 防災危機管理部危機管理課
 - イ 提出部数 1部
 - ウ 記載事項
 - (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - (イ) 派遣を希望する期間
 - (ウ) 派遣を希望する区域、活動内容
 - (エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項
- (3) 突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する。

【緊急の場合の要請のあて先】

区分	あて先	所在
陸上自衛隊 に対するもの	第1空挺団長	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1
	高射学校長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902
	第1ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒270-2288 松戸市五香六実17
海上自衛隊 に対するもの	横須賀地方総監	〒238-0046 横須賀市西逸見町1
	下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
	第21航空群司令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊 に対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3

【緊急の場合の連絡先】

部隊名（駐屯地等名）			連絡責任者		電話番号 ()は時間外	県防災 行政無線	
			時間内 08:00-17:00	時間外			
県内	陸上 自衛隊	第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内線 578(301)	632-721 当)632-725	
		高射学校 (下志津)	警備課長	駐屯地 当直司令	千葉 043-422-0221 内線 488(302)	500-9631 当)500-9633	
		第1 ヘリコプター団 (木更津)	第2科 運用班長	駐屯地 当直司令	木更津 0438-23-3411 内線 215(301)	633-721 当)633-724	
		需品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内線 202(302)	636-721 当)636-723	
	海上 自衛隊	教育航空集団 (下総)	司令部 運用幕僚	団当直 幕僚	柏 04-7191-2321 内線 2420(2424)	635-723	
		下総教育航空群 (下総)	司令部 運用幕僚	群当直	柏 04-7191-2321 内線 2213(2222)	635-721	
		第21航空群 (館山)	司令部 運用幕僚B	群当直	館山 0470-22-3191 内線 413(222)	634-721	
	航空 自衛隊	第4補給処 (木更津)	総務課 企画班長	分屯基地 当直	木更津 0438-41-1111 内線 207(225)	638-721	
	県外	陸上 自衛隊	第1師団司令部 (練馬)	第3部 防衛班長	駐屯地 当直司令	東京 03-3933-1161 内線 2750(2301)	
			東部方面航空隊 (立川)	総括幹部	駐屯地 当直司令	立川 042-524-9321 内線 232(301)	
海上 自衛隊		横須賀 地方総監部 (横須賀)	防衛部 第3幕僚室 防災主任	作戦要務 室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 内線 2543(2222)	637-721 637-723	

(注) 緊急の人命救助を必要とする場合に、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機する。

- 1) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊(東京都立川駐屯地)
- 2) 海上自衛隊 第21航空群(千葉県館山市)

3 自衛隊との連絡

(1) 情報の交換

災害対策本部及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

(2) 連絡班の派遣

町長は、災害発生し、また発生のおそれのある場合は、関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

(3) 連絡所の設置

災害対策本部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

4 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

町長及び知事は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

町長及び知事は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資器材を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通知

町長及び知事は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議の上、使用調整を実施し部隊に通知する。

(4) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防本部に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は町等の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、町長及び派遣部隊の長と協議を行う。

6 経費負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議し定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

〔教育課〕

災害発生時は学校等における児童・生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童・生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1 防災体制の確立

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

(2) 事前準備

ア 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

(ア) 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。

(イ) 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

(ウ) 町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。

(エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(3) 災害時の体制

各学校は、県が作成した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月作成）を活用し、児童・生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 校長は、災害の規模並びに児童・生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、町教育委員会に報告する。

エ 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

オ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど応急教育計画を立案し、災害状況と合致するよう速やかに調整する。

カ 応急教育計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

(4) 災害復旧時の体制

ア 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

- イ 町教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ウ 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童・生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急教育計画に基づき、町教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努める。
- エ 町教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

2 応急教育実施の予定施設

被災の程度に応じ、おおむね次のような方法により、学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。また、応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議の上、選定し、教職員・住民に対し、周知徹底を図る。

(1) 学校の一部の校舎が災害を受けた程度の場合

- ア 特別教室等を利用する。
- イ 2部授業を実施する。

(2) 学校の校舎が全部被害を受けた程度の場合

- ア 公民館等公共施設を利用する。
- イ 隣接学校の校舎を利用する。

(3) 地区全体について相当大きな災害を受けた場合

- ア 住民避難先の最寄の学校・災害を受けなかった最寄の学校・公民館・公共施設等を利用する。
- イ 応急仮校舎を建設する。

3 応急教育方法

学校の施設が被災したり、避難施設となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

- (1) 学校施設が被災した場合は、応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるように措置する。
- (2) 応急復旧不可能な場合は、被災僅少地域の学校施設・公民館・その他民有施設等を借上げて実施する。
- (3) 一斉授業が不可能な場合は、勉学方法、内容等をあらかじめ周知させる。
- (4) 長期にわたり授業不可能な場合は、学校と児童・生徒との連絡方法及び勉学上の組織（地区組織など）の整備と活用を十分にする。
- (5) 教職員の動員体制を整え、各学校が連携のもとで対処できるようにする。

4 教材・学用品の調達及び配給方法

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

- ア 教材・学用品の給与は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

- イ 町長は、町のみでは対応不可能な場合は、県教育委員会の応援を得て実施する。

(2) 学用品の給与

ア 学用品の給与を受ける者

(ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童・生徒等であること。

(イ) 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）

(ウ) 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

(ア) 学校及び町教育委員会の協力を受けて行う。

(イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

(ウ) 実際に必要なものに限り支給する。

(エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）」第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

5 授業料等の減免・育英補助の措置

町は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

6 給食措置

町長は、被災を受けた学校給食物資に関して、その被害状況を県災害対策本部に報告し、（公財）千葉県学校給食会等に対しその物資の確保について要望する。

7 文化財の保護

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 町は、文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。

イ 町は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

ウ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、町を經由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 町は、必要に応じて、県の文化財担当職員に、応急措置等の指導・助言及び復旧計画の策定への必要な指導・助言などの支援を要請する。

イ 町は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、町等が協力し、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、町、県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、町等が協力し、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第12節 帰宅困難者対策

[総務課・まちづくり課・教育課]

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、町は、住民、企業、学校など関係機関に対し、県と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、東庄町防災情報メール、町ホームページ、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4 帰宅困難者等の把握と情報提供

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

町は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や幹線道路などを通して徒歩により町内に移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者等への情報提供

町及び県は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送や町ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

さらに、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、東庄町防災メール、町ホームページ、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

町及び県は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、町は区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

町は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

併せて、町内の一時滞在施設の開設状況を町ホームページなどに掲載するなどして提供する。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、町や県は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

6 徒歩帰宅支援

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

町及び県は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、支援の要請を行う。

(2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、町及び県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。

また、町や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、東庄町防災メール、町ホームページ、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

7 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、町は、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

[町民課・健康福祉課・まちづくり課]

地震により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

1 保健活動

- (1) 町は、災害発生時、把握している要配慮者の健康状態を調査し、香取健康福祉センター（香取保健所）が把握する要配慮者等に関する情報との共有・交換を行う。
- (2) 町は保健活動チームを編成し、避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。
- (3) 町は、災害発生後早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防等について、予防活動を実施する。
- (4) 町は、避難所においてできるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を整備する。また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。
- (5) 町は、平常時から、避難所等における予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。
- (6) 町は、(1) から (4) までの活動をする際、香取健康福祉センター（香取保健所）に対し、住民の健康情報及び県の保健師等の派遣要請の必要性等について伝達する。

2 飲料水の安全確保対策

町は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

3 防疫活動

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

(1) 防疫体制の確立

町及び県は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずる。

(2) 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、香取健康福祉センター（香取保健所）等の指導を得て町が実施する。

(3) 災害防疫の実施方法

ア 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫班を編成し、対策の推進を図る。

イ 広報活動の実施

住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

ウ 消毒の実施

感染症法第27条の規定により、消毒を行い、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

エ 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(4) 報告

町は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時香取健康福祉センター（香取保健所）に報告する。

4 死体の搜索処理等

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索し、災害の際に死亡した者を一時的に收容するための收容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の搜索、收容、処理及び埋葬は、警察署、消防本部、ボランティア団体の協力を得て、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事が行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

ウ 死体の安置所は、公共建築物等の適当な場所を選定する。ただし、適当な建物がない場合は天幕、幕張り等の設備を設ける。

エ 町のみでは対応不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

オ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体收容所、検視場所、死体安置所）の確保は、町・県が場所の選定を行う。

(2) 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、

ア 町長は検案医師等について、必要に応じ国保東庄病院に出動を命じ、香取郡市医師会長、香取匝瑳歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

(3) 災害救助法による救助の基準等

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

イ 死体の処理

災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの

(ア) 死体を処理する場合

- a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合
- b 町外から町に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、町長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせる。

ただし、引き取る暇のない場合においては知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、町長が死体の処理を行う。

- c 警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成25年号外国家公安委員会規則第4号、全文改正）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は町等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

(イ) 死体の処理内容

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- b 死体の一時保存
- c 検案

ウ 埋葬

災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行う事が困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行う。

(ア) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）

(イ) 埋葬の方法

- a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

(4) 県警察における計画

ア 死体の調査

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

イ 身元不明者に対する措置

警察署長は、町長と緊密に連絡し、町の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

ウ 死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索及び収容等に対し、必要な協力を行う。

5 動物対策

町は香取健康福祉センター（香取保健所）、千葉県動物愛護センターと連携し、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。

6 清掃及び障害物の除去

震災時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が生活に支障がないよう、環境保全を図る。

（1）災害廃棄物処理

町は、災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下「策定指針」という。）及び千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドラインに基づき、災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理マニュアルを策定し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

ア 実施機関

（ア）災害時における被害地帯の清掃は、町長が実施する。

（イ）町は、災害等による大量の廃棄物が発生し、香取広域市町村圏事務組合では対応不可能な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、県及び他市町村と相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

（ウ）町は、必要に応じて、町災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言等を県に求める。

イ 廃棄物の収集、処理

（ア）組織体制

災害廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、香取広域市町村圏事務組合、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

（イ）災害廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として香取広域市町村圏事務組合の最終処分場で適正に処分する。

b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておく。

c 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておく。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

e し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 発生量の推計方法

原則として対策指針又は策定指針で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(エ) 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、対策指針又は策定指針で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

(オ) 仮設トイレの確保

断水や合併浄化槽の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、町では民間業者の協力を求める等事前に検討しておく。

ウ 環境大臣による廃棄物の処理の代行

町長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

(2) 障害物の除去

ア 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図る。

イ 河川関係障害物除去計画

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去、しゅんせつする。

ウ 住宅関連障害物除去計画

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 実施機関

- a 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- b 町長は、町のみでは対応不可能な場合は、近接市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

(イ) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者

(ウ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること。）。

(エ) 重機等機械器具の借上げ

障害物の除去に必要な機械器具等は、町が保有している機械器具等を用いるものとし、現有の機械器具等で処理不可能の場合は、関係業者の協力を求め、借上げ使用する。

(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、監視体制を整備するとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

町は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

[総務課・まちづくり課・町民課・健康福祉課]

震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定実施関連団体との連携に努める。

1 応急仮設住宅の供与等

災害により住家に被害を受けた被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理を実施する。

(1) 応急仮設住宅の供与

地震災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を供与する。

ア 実施機関

- (ア) 応急仮設住宅の供与は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。
- (イ) 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- (ウ) 町のみでは対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

イ 供与の方法

(ア) 建設場所

町内の公園、公有地、その他民間未利用地等を中心に、災害の規模及び種別等に応じた応急仮設住宅建設が可能な用地から、県等と協議し適当な場所を選定し建設する。

(イ) 建設住宅の形式

- a 建設住宅は平屋建とし、必要に応じてこれと同程度の長屋建とする。
- b 同一敷地又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、集会施設を設置できる。
- c 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する「福祉仮設住宅」を設置できる。

(ウ) 民間賃貸住宅の借上げ

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し借上げにより民間賃貸住宅を提供する。

(2) 被災した住宅の応急修理計画

災害により、住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自己の資力では応急修理ができない被災者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

ア 実施機関

(ア) 被災した住宅の応急修理は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

(イ) 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

(ウ) 町のみでは対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

イ 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施に当たっては、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図るとともに具体的な連携のあり方について今後検討していく。

(3) 建設資材の確保

ア 応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、

(ア) 一般社団法人プレハブ建築協会

(イ) 一般社団法人千葉県建設業協会

(ウ) 一般社団法人全国木造建設事業協会の斡旋する業者等を通じて確保する。

イ 災害応急復旧用材の確保

町は、災害復旧用の資材が不足した場合は、県に供給調整を要請する。

2 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の実施が極めて重要である。

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

ア 実施機関

(ア) 被災建築物応急危険度判定は、町長が行う。

(イ) 知事は、判定に必要な支援を行うものとする。

(2) 実施体制の整備

町は、県や被災建築物応急危険度判定実施関連団体と連携し、災害時における協力体制の構築や判定に必要な資機材等の整備を行う。

(3) 応急危険度判定士の確保

町は、県を通じて被災建築物応急危険度判定実施関連団体へ応急危険度判定士の派遣を要請する。

(4) 受入れ体制の整備

判定士の受入れに際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。

3 被災宅地危険度判定支援体制の整備

大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽

減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

ア 被災宅地危険度判定は、町長が行う。

イ 知事は、判定に必要な支援を行うものとする。

(2) 実施体制の整備

町は、県や被災宅地危険度判定実施関連団体と連携し、災害時における協力体制の構築や判定に必要な資機材等の整備を行う。

(3) 応急危険度判定士の確保

町は、県を通じて被災宅地危険度判定実施関連団体へ応急危険度判定士の派遣を要請する。

(4) 受入れ体制の整備

判定士の受入れに際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。

4 災証明書の交付

(1) 町は、遅滞なく被災者に災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結など災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

(2) 町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書や被災証明書の交付体制を確立し、被災者に交付する。

第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧

[総務課・まちづくり課]

水道・電気・ガス・通信・交通等のライフライン施設が大震災により液状化などの被害を受けた場合、生活機能は著しく低下し、麻痺状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災などでさらに明らかになったところである。また、東日本大震災において、本町では笹川、石出両地区の一部地域に液状化現象が発生し、道路などのライフライン施設に被害が生じた。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行う。

町及び県は、情報収集で得た航空写真・画像等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

1 水道施設

震災時において、町は東総広域水道企業団と連携し、生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、町及び東総広域水道企業団のみで対応不可能な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行う。

(1) 震災時の活動体制

震災時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

(3) 広報対策

水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

2 電気施設

地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド(株)は、非常災害対策本部を千葉総支社に、支部を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出勤方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

3 ガス施設

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、防災対策を実

施する。

4 通信施設

(1) 東日本電信電話（株）千葉事業部

震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

また、震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たり、町、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(2) (株)NTTドコモ

震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

また、震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たり、町、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(3) KDDI（株）

KDDI（株）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

(4) ソフトバンク（株）

ソフトバンク（株）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

(5) 日本郵便（株）

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

5 放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、町及び県の要請による防災情報の伝達に当たる。

6 道路・橋梁

地震が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(1) 災害時の対応

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じると

ともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。緊急輸送道路を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

7 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））

震災が発生した場合、東日本旅客鉄道（株）は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

また、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用し、災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を構築する。

8 その他公共施設

地震が発生した場合、河川、急傾斜地崩壊防止施設、都市公園等の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関と協力し、災害活動を実施するとともに応急措置を行う。

(1) 河川管理施設

地震、津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれのあるときは関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(2) 急傾斜地崩壊防止施設

地震により急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれのあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 都市公園施設

地震、津波により園路・広場、管理施設等が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第16節 ボランティアの協力

[町民課・健康福祉課・総務課・まちづくり課]

大規模地震時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

町災害ボランティアセンターは東庄町社会福祉協議会が運営することとし、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

また、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

1 町災害ボランティアセンターの設置

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、町は被災の状況を踏まえ、必要に応じて町災害ボランティアセンターを設置し、東庄町社会福祉協議会に運営を委託する。

2 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

3 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求める。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人

オ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び東庄町社会福祉協議会
- ウ 千葉県災害ボランティアセンター連絡会
- エ (公財) ちば国際コンベンションビューロー
- オ (一社) 日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- カ その他ボランティア団体・NPO法人等

4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、住民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日頃から連携の強化を図る。

「千葉県県民活動推進計画」に基づき「ちば県民活動PR月間」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての住民の理解と活動への参加の促進を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5 災害時におけるボランティアの登録及び受入

災害の状況に応じた、より実質的なボランティア活動体制を立上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、町、県及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

(1) 災害ボランティアセンターによる登録・派遣

町災害ボランティアセンターで受入れたボランティアは、町内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。

また、町のみでは対応不可能な場合は、近隣市町災害ボランティアセンター、県災害ボランティアセンターに派遣要請を行う。

(2) ボランティアニーズの把握

町は被災現地における体制を整備し、町災害ボランティアセンターと連携の上、ボランティア

の需要状況の的確な把握に努める。

町災害ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンターとの連絡を密にし、情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、町全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(3) 各種ボランティア団体との連携

町災害ボランティアセンターは、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に災害支援活動を進める。

6 ボランティア受入体制

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 町災害ボランティアセンターの活動拠点の提供

町災害ボランティアセンターの活動拠点は、オーシャンプラザとする。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受入れる町が負担する。町社会福祉協議会は、ボランティアが活動に必要とする資機材について備蓄に努める。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、町災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要であるため、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、発災時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

第17節 労働力の確保

[まちづくり課]

災害時における応急対策に必要なときは、作業員等の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

1 供給方法

(1) 求人の申し込み

町長は、災害応急措置の実施において作業員等を必要とするとき、佐原公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、求人申込みをする。

- ア 職業別、所要労働者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

(2) 求職者の紹介

町長は、佐原公共職業安定所長に対し即時に条件に該当する求職者を最優先で照会し、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、求職者の開拓に努めるよう要請する。

2 賃金及びその他の費用負担

(1) 作業員等に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。

(2) 作業員等に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

震災により被害を受けた住民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、住民の自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図るものとする。

1 被災者に関する支援の情報の提供等

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

また、町は被災者台帳を作成する際において、必要に応じ、県が実施した支援における被災者に関する情報等の提供を要請する。

2 災害弔慰金・災害見舞金

(1) 災害弔慰金

自然災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

ア 実施主体

町

イ 対象災害

自然災害

(ア) 町内において住居が5世帯以上滅失した災害

(イ) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

(ウ) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

(エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

ウ 受給遺族

(ア) 配偶者、子、父母、孫、祖父母

(イ) 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

エ 支給額

(ア) 生計維持者が死亡した場合 500万円

(イ) その他の者が死亡した場合 250万円

オ 費用負担

国 1/2 県 1/4 町 1/4

(2) 災害障害見舞金

自然災害により住民が負傷し又は疾病にかかり、治ったときに以下に示す程度の障害があるときは、当該住民に対し、災害障害見舞金を支給する。

ア 実施主体

町

イ 対象災害

自然災害

- (ア) 町内において住居が5世帯以上滅失した災害
- (イ) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (ウ) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

ウ 受給者

上記イにより重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢、ひじ関節以上切断等）を受けた者

エ 支給額

- (ア) 生計維持者 250万円
- (イ) その他の者が死亡した場合 125万円

オ 費用負担

国 1/2 県 1/4 町 1/4

3 被災者生活再建支援金

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

(2) 対象となる自然災害

- ア 町内において災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した自然災害
- イ 町内において10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ウ 県内において100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- エ 県内において上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村があり、町内において5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- オ 茨城県において上記ウ又はエに規定する災害が発生し、隣接市においてア～ウに規定する被害が発生し、かつ、町内において5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合で、町内においてその自然災害により2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(3) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

(5) 支援金支給手続き

町が支給申請を受け、申請書等の確認を行い取りまとめの上、県へ提出する。

(6) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記（2）の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、市町村とする（県から町への補助方式：補助率 10/10）。

ウ 支援金の支給額は上記（4）と同等とする。

4 公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 公営住宅の建設等

自己の資力では、住宅の再建が困難なものに対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設もしくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

町は、災害公営住宅の建設等を行う場合、必要に応じ、県に指導・支援を要請する。

5 災害援護資金

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア 貸付の対象となる被害

(ア) 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合

(イ) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

イ 世帯の所得制限

上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

(2) 貸付限度額

ア 世帯主の1箇月以上の負傷のある場合

- (ア) 家財等の損害がない場合 150万円
- (イ) 家財の1/3以上の損害 250万円
- (ウ) 住居の半壊 270万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等
特別の事情がある場合 350万円

- (エ) 住居の全壊 350万円

イ 世帯主の1箇月以上の負傷のない場合

- (ア) 家財の1/3以上の損害 150万円
- (イ) 住居の半壊 170万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等
特別の事情がある場合 250万円

- (ウ) 住居の全壊（（エ）を除く） 250万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等
特別の事情がある場合 350万円

- (エ) 住居の全体が滅失もしくは流失 350万円

(3) 貸付条件

- ア 貸付期間 10年（据置期間を含む）
- イ 据置期間 3年（特別な場合5年）
- ウ 利子 年3%（据置期間中は無利子）
- エ 保証人 連帯保証人になること
- (4) 償還方法 年賦償還又は半年賦償還
- (5) 申込方法 町総務課

6 生活福祉資金の貸付

(1) 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

(2) 貸付金額 一世帯150万円以内

(3) 貸付条件

- ア 据置期間 6月以内
- イ 償還期間 据置期間経過後7年以内
- ウ 利子
保証人あり 無利子
保証人なし 年1.5%

エ 保証人

- (ア) 連帯保証人となること
- (イ) 原則として県内に居住し、その生活の安定に熱意を有する者
- (ウ) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者

- (4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦
- (5) 申込方法 官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ東庄町社会福祉協議会へ申し込む。

7 租税の減免措置等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は東庄町税条例の規定に基づき、町税の減免又はこれに準ずる措置を実施する。

8 被災者の生活相談

被災者の自立復興を支援するため、被災者のための相談所を役場庁舎内に設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

9 雇用の維持に向けた支援

- (1) 雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。
- (2) 雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

10 義援金

大規模な地震災害や風水害等による被災者に対し、寄託された義援金品を被災者に配分するため、町は、受付、保管、輸送等について県、日本赤十字社千葉県支部と協力し、活動を実施する。

(1) 義援金品の受付

町は、義援金品の受付に関する計画を樹立する。

(2) 配分及び輸送

県、日本赤十字社から送付された義援金品を日赤奉仕団等関係団体の協力を得て、被災者に配分する。

(3) 保管場所

町は、被災者に配分するまでの間、町長の指定する場所に一時的に保管する。

11 その他の生活確保

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱
日本郵便（株）	<p>災害救助法が発動された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策等を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>1 郵便関係</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>2 災害時における窓口業務の維持</p> <p>3 (株) ゆうちょ銀行の非常払及び(株) かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</p>

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱
労 働 局	1 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかにその斡旋を図る。 2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じるものとする。 (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 (2) 巡回職業相談の実施 3 雇用保険の失業給付に関する特例措置 災害により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
日本放送協会	災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

12 中小企業への融資

経営安定資金の融資対策を講じる。

(1) 市町村認定枠

ア 融資対象者

(ア) 激甚災害により被害を受けた者

(イ) 中小企業信用保険法第2条第5項の規定による認定を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

オ 融資利率

年1.0%～1.6% (融資期間により異なる。)

(2) 市町村認定以外枠

ア 融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

オ 融資利率

年1.3%～1.9% (融資期間により異なる。)

13 被災農林業関係者への融資

平成 30 年度現在

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天災資金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、 薬剤、農機具、家畜 又は家きん、薪炭原 木、しいたけほだ木、 漁具、稚魚、稚貝、 餌料、漁業用燃油の 購入、漁船（5トン 未満）の建造又は取 得、労賃、水利費、 共済掛金（農業共済 又は漁業共済）の支 払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家き んの購入、漁船の建 造・取得等 500万円(600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円(250万円) 〈法人〉 ・農事組合法人等 2,000万円 ・果樹栽培、家畜・家き んの購入、漁船等 2,500万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害 法による特例措置	3.0%以内 (平成 29 年の適 用例 0.8%)	3～6年以内（激甚 災害法適用の場合 4 ～7年以内）
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成 29 年の適 用例 0.8%)	原則 5年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成 29 年の適 用例 0.8%)	原則 3年以内 (果樹栽培、家畜・家 きんの購入等原則 5 年以内)
県単農業災害資金	経営安定資金	種苗、肥料、飼料、 薬剤、しいたけほだ 木、菌床、12万円以 下の農機具、労賃、 水利費、家畜、家き ん、農業共済掛金の 支払い、簡易な施設 が損壊した場合の復 旧に要する資材の購 入代金の支払い、既 に借り受けている天 災資金及び県単災害 資金の償還に必要な 資金	被害認定額の 80%以内 で 300万円以下	災害の都度決定 (平成 28 年の適 用無利子)	5年以内
	施設復旧資金	農業用施設（簡易な 施設を除く。）が損壊 した場合において、 当該施設を原状に復 元するために必要な 資金（ただし、農地 又は農地にかかる農 業用施設の災害復旧 費を除く。）	被害認定額の 80%以内 で 500万円以下	災害の都度決定 (平成 28 年の適 用無利子)	6年以内 (据置 2年以内)
県漁業災害対策資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、 飼料、漁業用燃料、 労賃、漁業共済掛金 の支払い、簡易な施 設が損壊した場合の	被害認定額の 80%以内又 は 300万円以下	災害の都度決定 (平成 25 年の適 用 0.5%)	5年以内

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
		復旧に要する資材の購入代金の支払い、既に借り受けている天災資金及び千葉県漁業災害対策資金の償還に必要な資金			
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設(簡易な施設を除く。)が損壊した場合において、当該施設を原状に復元するために必要な資金	被害認定額の80%以内又は500万円以下	災害の都度決定(平成25年の適用0.5%)	6年以内 (据置2年以内)
(株) 日本政策金融公庫資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	地元負担額(最低限度額50万円)	変動 (毎月見直し)	25年 (据置10年以内)
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円(特認年間経費等の3/12以内)	変動 (毎月見直し)	10年 (据置3年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80~90%以内	変動 (毎月見直し)	30年 (据置20年以内)
		災害による林道の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)
		災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内		15年 (据置5年以内)
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内	変動 (毎月見直し)	20年 (据置3年以内)
	漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1隻当たり4億5千万円(特認11億)又は、借入者負担額の80%以内のいずれか低い額	変動 (毎月見直し)	12年 (据置2年以内)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設当たり300万円(特認600万円、特々認800万円、漁船1,000万円)又は負担する額の80%のいずれか低い額	変動 (毎月見直し)	15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は25年 (据置10年)	
(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産施設等共同利用施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)	

第2節 津波災害復旧対策

大地震の被災により沈下した利根川河口堰護岸等については、余震に伴う水位上昇等に備え、速やかに復旧を行う必要がある。

1 河川

河川管理者は、管理する施設が被害を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

(1) 河川管理施設

- ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- イ 堤防護岸等の決壊又はそのおそれのあるもの
- ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- オ 護岸、床上、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策

上水道・電気・ガス・通信等の生活関連施設、農林業用施設また道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 町の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。この場合は次の点に留意する。
 - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
 - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2 電気施設

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、住民生活安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

3 ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

4 通信施設

東日本電信電話（株）は、震災により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

【重要通信を確保する機関の順位】

順位	重要通信を確保する機関(契約約款に基づく)
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

5 農林業施設

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行う。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用水施設

- (ア) 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- (イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ ため池

- (ア) 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- (イ) 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

エ 排水施設

- (ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- (イ) 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの
- (ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 林地荒廃防止施設

林地荒廃防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

6 公共土木施設

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

復旧に当たっては、被害者の救護・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施するとともに、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、行う。

(2) 河川、急傾斜地崩壊防止施設

河川、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

(ア) 堤防の決壊、護岸又は天然河岸の破壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

(イ) 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの

(ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

(エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

(オ) 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

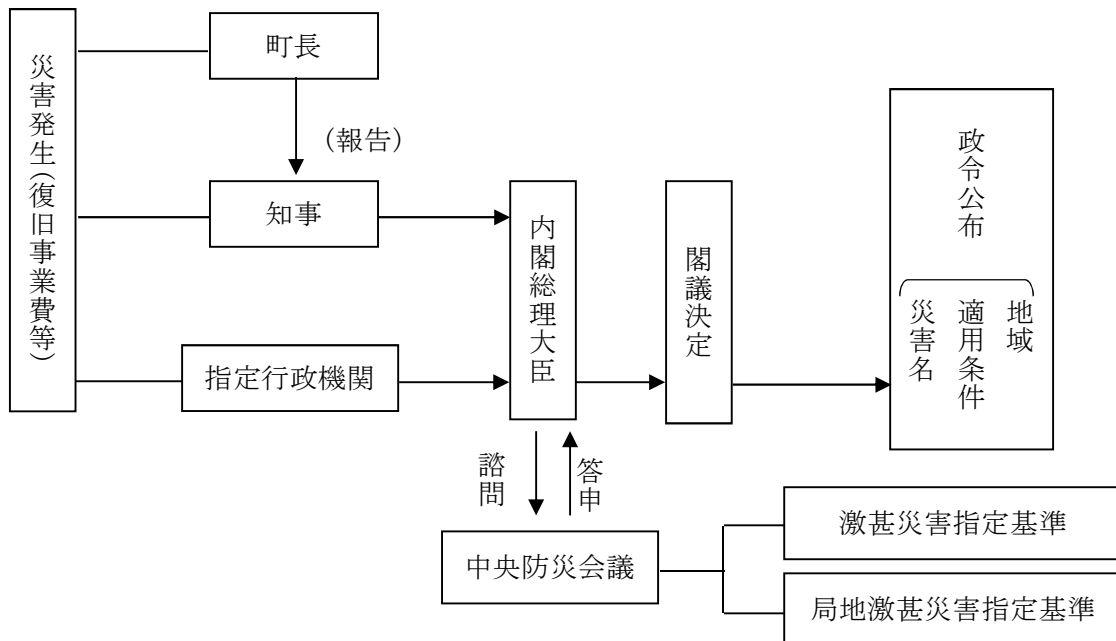
第4節 激甚災害の指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は県と連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

1 激甚災害指定手続き

町は、大規模な災害が発生した場合、被害の状況を速やかに調査、把握し・激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、知事に被害状況を報告し・公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

【激甚災害指定の流れ】



2 特別財政援助等の申請手続き等

町は、激甚災害の指定を受けたときは速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

第5節 災害復興

町は、壊滅的な被害を受けた場合、原型の復旧に加え、再度被害を被らないように被害発生防止を考慮した空間整備を実施し、必要な施設の新設や単なる復旧ではなく、将来に向け地域活性化させる「復興」までを視野に入れた改良復旧を行い、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

1 体制の整備

町は、住民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

2 災害からの復興に関する基本的な考え方

町などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

町は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努める。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、町、県、国は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

3 想定される復興準備計画

以下の復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったよりよいものにするためには、地域の特性や被害の状況に応じた復興調査が重要になってくる。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

（1）くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

（2）市街地の復興

壊滅的な被害を受けた市街地の復興については、生活の基礎地盤となる地域社会の継続の必要性と地域機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と住民とが協働した都市計画の策定を目指す。

また、地域の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

（3）住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まい

の復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、全てにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

4 復興対策の研究、検討

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておく。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害発生時の児童・生徒等に対する支援の充実

(4) 農林業の再生と発展

- ア 農林業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 東庄町産農産物等の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農山村づくりの推進
- エ 自然災害対策の推進

(5) 商工業・観光業等の再生と発展

- ア 商工業の再生及び成長支援
- イ 観光業の再生
- ウ 就労支援及び雇用創出の推進

(6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり

- ア 安全なまちづくりの推進
- イ 公共土木施設の防災機能の強化
- ウ 交通ネットワークの機能強化
- エ 水道施設等ライフラインの機能強化